

令和6年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年10月25日（金） 午前 9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	川窪 幸治 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	野村 和人 君	委員	藤田 直仁 君
委員	塩井川 公子 君	委員	松枝 正浩 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	池田 綱雄 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 松下 太葵 君  
委員 前川原 正人 君

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員 宮田 竜二 君

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	西元 剛 君	建築技監	松崎 浩司 君
建設政策課長	丸山 省吾 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
土木課長	笛田 純一 君	建築住宅課長	侍園 賢二 君
建築指導課長	山田 拓也 君	都市計画課長	秋窪 達郎 君
区画整理課長	岩元 龍己 君	建築住宅課課長補佐	鶴ヶ野 浩二 君
建設政策課主幹	中村 光秀 君	建設政策課主幹	河野 博志 君
建設施設管理課主幹	前田 裕明 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
建設施設管理課主幹	海江田 和大 君	土木課主幹	徳重 和博 君
土木課主幹	上脇田 良人 君	建築住宅課主幹	福盛 忍 君
建築住宅課主幹	福田 智和 君	建築住宅課主幹	南郷 正輝 君
建築住宅課主幹	迫 則男 君	建築指導課主幹	中澤 クミ子 君
建築指導課主幹	小濱 直人 君	都市計画課主幹	深迫 康幸 君
建築住宅課主幹	福田 智和 君	区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君
区画整理課主幹	原田 聡 君	土木課道路整備第1グループ長	臼井 健二 君
土木課スマートインター対策室長	叶 和美 君	建設政策課用地グループサブリーダー	鶴丸 雅人 君
建設施設管理課道路管理グループサブリーダー	森 緑 君	土木課道路整備第2Gサブリーダー	園田 宣仁 君
土木課河川港湾Gサブリーダー	山内 武志 君	都市計画課都市整備グループサブリーダー	久米村 誠 君
区画整理課業務第2グループサブリーダー	宮之前 敏 君	区画整理課業務第2Gサブリーダー	中尾 伸也 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君		
霧島総合支所副総合支所長兼市民生活課長	山下 晃 君	霧島総合支所市民生活課主幹	貴島 俊一 君
霧島総合支所市民生活課主幹	入來 克浩 君	霧島総合支所市民生活課温泉G主査	荻原 政徳 君
上下水道部長	三島 由起博 君	上下水道総務課長	川畑 信司 君
水道工務課長	養田 健 君	下水道工務課長	八反田 竜一 君
上下水道総務課主幹	瀧間 宏 君	水道工務課主幹	岩元 陽一 君
水道工務課主幹	深水 孝志 君	下水道工務課主幹	小濱 健一 君
下水道工務課主幹	西 和樹 君	下水道工務課主幹	伊澤 由記 君

上下水道総務課業務グループ長	桐原 隆志 君	水道工務課工務第1Gサブリダー	崎山 康仁 君
水道工務課工務第2Gサブリダー	岩城 宣丈 君	水道工務課工務第2Gサブリダー	渡部 司 君
下水道工務課下水グループサブリダー	石塚 照久 君	下水道工務課雨水グループサブリダー	和田 伸一 君
上下水道総務課政策グループ主査	山下 より子 君	上下水道総務課政策グループ主任主事	佐々木 宏大 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会への付託案件のうち、本日の審査及び議決案件は、次のとおりである。

議案第80号 令和5年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について  
 議案第81号 令和5年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第82号 令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第83号 令和5年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第84号 令和5年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第85号 令和5年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第86号 令和5年度霧島市水道事業会計決算認定について  
 議案第87号 令和5年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について  
 議案第88号 令和5年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について  
 議案第89号 令和5年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について  
 議案第90号 令和5年度霧島市下水道事業会計決算認定について  
 議案第91号 令和5年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について  
 議案第92号 令和5年度霧島市病院事業会計欠損金の処理について  
 議案第93号 令和5年度霧島市病院事業会計決算認定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

**△ 議案第85号 令和5年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について**

○委員長（川窪幸治君）

本日は、決算関係議案14件の審査を行います。まず、議案第85号令和5年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第85号令和5年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を説明いたします。決算書の264ページ～280ページ。霧島市温泉供給事業は、霧島地区及び牧園地区で行っており、歳入・歳出予算現額は、8,958万5,000円で、歳入調定額は、9,865万4,151円、収入済額は、8,948万8,371円、不納欠損額は、ゼロ円、収入未済額は、916万5,780円、支出済額は、8,213万5,573円、不用額は、744万9,427円です。また、歳入歳出差引残額は、735万2,798円となっております。支出済額の内訳として総務費は、8,213万5,573円で、人件費、施設管理に係る費用、及び市道戸崎原線温泉管布設替工事、繰越分の市道永池～湯之野線温泉管布設替災害復旧工事に係る工事請負費などです。以上で温泉供給特別会計決算の概要説明を終わりますが、決算に係る主要な施策の成果等については、霧島総合支所市民生活課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（山下 晃君）

霧島市温泉供給事業は、令和5年度末現在、霧島地区では、旅館及び病院などの営業用が24件、

共同浴場が6件、家庭用が233件の計263件、また、牧園地区では、19件、両地区で合計282件へ供給しており、観光の振興や住民の健康増進を図っているところです。現状として、霧島地区では、蒸気井の蒸気も温度低下はなく、温泉造成量も確保できており、安定した供給を行うことができました。また、牧園地区におきましても、給湯施設等に大きな故障等もなく安定した状態で温泉供給することができました。これからも、安定供給をおこなうため、現在の施設を適正に維持し、今後も老朽化に伴う温泉施設の改修等を計画的に進めてまいります。令和5年度中の具体的措置としては、令和4年度の台風で被災した市道永池～湯之野線温泉管布設替災害復旧工事や市道戸崎原線温泉管布設替工事などを実施しております。以上で令和5年度霧島市温泉供給特別会計決算の内容説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（藤田直仁君）

口述書の中にも出ています。不用額についてなんですけど、予備費を除くと550万ぐらいありますが、また4年度見ると不用額は75万程度に抑えられていたんですが。大きく膨らんだ要因について御説明ください。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

決算書の278ページの備考欄にありますけど、繰越し事業の工事の不用額が236万9,030円。これが大きいのと、あとは電気料が国の補助があって安くなった分やら、歳入のほうでいえば温泉の加入金、あと基金繰入れをちょっと多く見込んでいたのでその辺が少し余剰になったところです。

○委員（松枝正浩君）

まず温泉の布設替の工事になるんですけども、計画に対しての、令和5年度実施をした分での進捗率ですね、これが幾らぐらいになっているのかお示してください。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

未改良区間が、延長が220mありまして、そのうち令和5年度218m行いました。

○委員長（川窪幸治君）

休憩します。

「休憩 午前 9時 8分」

「再開 午前 9時 8分」

○委員長（川窪幸治君）

再開します。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

はい、市道田崎原線の温泉管の敷設工事につきましては、令和5年から6年の予定で行っておりまして、総体が220mでしたけれどもそのうち、令和5年度に118mしております。令和6年度につきましては、ちょっと市道の改良との関係で、これについては一応令和7年度に送って、計画で102mする予定になっております。

○委員（松枝正浩君）

言葉足らずに失礼いたしました。今、お答えを頂きました220mのうち118mが終わったということで、約51%の進捗率だということでもあります。なかなかこの予算がつきにくい中で先ほど藤田委員からもありましたように不用額、工事の部分が、落ちているわけですけども、例えば変更をして延長を延ばしていくとかというようなことは議論はなされなかったのかお示し頂けますか。

○市民生活課温泉グループ主査（荻原政徳君）

この市道田崎原線温泉管布設替工事が土木課の改良工事区間のみを併せて経費削減のため工事してるので土木課の進捗に合わせて工事した状況です。

○委員（松枝正浩君）

管が先に入って工事を改良していくわけですがけれども、先行してっていうのもなかなか現場的には難しいというような判断でよろしいでしょうか。

○市民生活課温泉グループ主査（荻原政徳君）

先行するとすれば土木課の床掘りよりさらに深く入れるということで、ちょっと工事費も多くなることで道路改良工事に合わせてしてるところです。

○委員（野村和人君）

この温泉供給先について、営業用と一般用途ということであると思うんですがその内訳について御説明いただきたい。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

営業用が24件です。それと共同浴場が6件、霧島地区の一般家庭233件、牧園地区の一般家庭に19件合わせて282件です。

○委員（野村和人君）

それから、それに対する使用料の徴収状況ですが、現年度分と滞納分も大きくあるようでございます。滞納分の徴収についても御説明いただけますか。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

決算書274ページをお開きください。ここの温泉使用料の現年度分と繰越し分ということで、現年度分が6,426万4,320円に対して収入額が6,404万3,120円ということで、現年度分が22万800円の収入未済がありました。これが1件分で約2か月分の営業の方があります。それと下の段が繰越し分が、昨年度から滞納の繰越し分が1,002万9,280円あったんですが、滞納分の納入を言うと108万4,300円頂きまして、今年度の残が894万4,980円。先ほどの22万800円と足して、916万5,580円が令和6年度の滞納繰越し分ということになってます。

○委員（野村和人君）

この滞納繰越し分は今後も少しずつでも取れる、徴収できる可能性があるものと考えてよろしいですか。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

過年度の滞納分については分納とかしていただきながらとっていきます。過去の分でちょっと経緯等がわからなかったりとかそういうのもありまして、それも精査しながら、ここの中に数字にあらわれていませんけど、今年度もちょっと1件、もう件数的に全て解消していただいた方もいるので過去の経緯等ちょっと調べながら、毎年そこは取り組んでいきたいと思っております。

○委員（有村隆志君）

一つ気になったのはですね79ページ、一番最後の79ページ上のほうにあるこの温泉使用料収納管理システムが、計、この機械は1000万円かかっていますけど、これはもう導入済みということではないんですか。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

これについては、令和5年8月1日から契約しまして、実際入ったのが、令和6年1月1日から稼働してまして、これは5年間の長期雇用継続ということで既にもう、はい。4月ですけど実質的にはもう令和6年1月1日から稼働しているところです。

○委員（有村隆志君）

私の勉強不足でごめんなさい、使用料の収納システムということで、特徴的なものは何ですかこれは。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

温泉使用料の関係のシステムで、温泉使用料の請求をしたり、収入として受入れたり、あと温泉

の場合温泉メーターを毎月検針しますんで、検針データを取り込んだりとか総合的に温泉の使用料の収入管理システム管理するシステムです。

○委員（木野田誠君）

現年未収は22万800円ということですよ。それで、一つこの際お願いでございますけれども。この霧島の温泉供給事業はですね、霧島の観光にとってどうしてもやはりなくてはならない事業ですので、この温泉をとったら意味がないと言っても過言ではないかと思えます。この辺のですね、収入未済額をなるべく早く消す努力をしていただいでですね、市内のいろんな方々から、市民からですね温泉事業の批判をもらうことがないように、そこは何ていうんですか、ちゃんと自覚してですねこの事業を推進していただきたいというふうにお願ひしときます。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（山下 晃君）

今、委員指摘のとおりでございます。我々職員も一丸となって徴収等に組み込んでまいる所存でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第85号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時18分」

「再 開 午前 9時22分」

#### △ 議案第80号 令和5年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第80号令和5年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

それでは、議案第80号令和5年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部の総括説明をいたします。決算書の7～8ページ、土木費の予算現額の総額、56億7,451万1,000円、支出済額、41億6,049万6,058円、翌年度への繰越額、12億6,589万3,000円、不用額、2億4,812万1,942円です。なお、この土木費の中には、総務部 工事契約検査課に關係する費用も含まれております。決算書の9～10ページ、次に、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は、予算現額、15億6,854万円で、支出済額、11億1,308万6,318円、翌年度への繰越額、1億7,681万円、不用額、2億7,864万3,682円です。主なものは、土木施設の災害復旧に係る費用です。なお、この公共土木施設災害復旧費の中には、農林水産部 耕地課に關係する費用も含まれております。以上で建設部關係の総括説明を終わりますが、各課の決算に係る主要な施策の成果等については、各担当課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設政策課長（丸山省吾君）

建設政策課分について、ご説明いたします。主要な施策の成果113ページ、決算書は118ページから125ページになります。土木総務費の未登記整備事業については、合併直後、公共事業用地の未登記の原因調査・証拠書類等の保管状況調査を実施いたしました。その結果、未登記原因の顛末書類がほとんど残存せず、また、当時の登記承諾書及び地積測量図等も現行の不動産登記法に適用できないことなどが判明したことから、外部への業務委託により、あらためて土地調査等を実施しながら未登記の解消に努めているところです。令和5年度の成果としましては、土地調査22筆のほ

か、前年度までの測量済箇所や当年度の測量調査により作成した登記書類に基づき、14筆の未登記を処理したことで、私権の設定等を防止することができ、公有財産の適正な管理が図られました。以上で建設政策課分の説明を終わります。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

続きまして、建設施設管理課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果 114 ページ、決算書は 118 ページ から 121 ページです。土木総務費の市道・橋梁台帳整備事業では、新たに市道認定した路線の台帳作成や道路改良工事などにより道路現況に変更が生じた路線の台帳補正に、委託料 700 万 5,900 円を執行しました。これにより、道路台帳及び橋梁台帳の情報整備が整い、地方交付税の算定基礎となる道路数値の把握や道路台帳図のシステムデータ更新により市道確認が容易になり、許認可申請に対する利便性・迅速化を図ることができました。次に、主要な施策の成果 114 ページから 116 ページ、決算書は 122 ページ から 123 ページです。道路橋梁維持費の地方改善施設整備事業では、工事請負費 499 万 4,000 円で隼人地区真孝西～山王上線の道路維持工事を実施し、地域の利便性の向上と安全性の確保を図りました。道路維持改良事業では、委託料 378 万 9,500 円で、10 件の測量設計を行いました。工事請負費 4,999 万 9,600 円で、R5 東川原線（交付金）道路舗装工事など 8 件を執行し、舗装や側溝等の改修を行い、通行の安全を図りました。公有財産購入費に 87 万 2,486 円、補償補填及び賠償金 183 万 8,957 円を執行し、工事箇所の用地を確保しました。道路維持管理事業では、修繕料 2 億 613 万 6,825 円で道路の舗装や側溝などの修繕を 560 件行い、委託料 1 億 994 万 8,556 円で、道路管理業務・草払い・街路樹管理などを 68 件委託し、通行の安全や危険防止を図り地域住民の要望に応えることができました。橋梁長寿命化修繕事業では、委託料 1 億 414 万 3,880 円で道ヶ迫橋など 8 橋の橋梁補修設計業務と 1 工区の橋梁定期点検業務、1 件の個別施設計画の委託、また工事請負費の現年度分 1 億 2,908 万 5,000 円で崎田橋など橋梁補修工事 8 件と繰越分 5,512 万 4,000 円で瀬谷橋など橋梁補修工事 3 件を執行し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の長寿命化を図ることができました。道路アダプト制度事業では、令和 5 年度に 12 団体の新規、6 団体の脱退及び 3 団体の活動休止があり合計 84 団体となりました。実施延長約 83km で草払いや清掃活動をして頂き、主要道路の環境・景観及び機能の維持保全が図られました。道路施設防災安全対策事業では、工事請負費の現年度分 1 億 7,725 万 8,000 円で舗装工事 8 件を執行し、繰越分 1,639 万 6,000 円で木之房～上野線の法面工事を執行し、利用者の安心安全な道路交通環境を確保することができました。トンネル長寿命化修繕事業では、委託料 295 万 6,800 円で定期点検業務を委託し、トンネルの長寿命化を図ることができました。次に、主要な施策の成果 116 ページから 118 ページ、決算書は 130 ページから 131 ページです。公園費の公園管理事務事業では、修繕料 397 万 9,888 円で城山公園ゴーカートコース修繕等を実施し、また委託料 1,369 万 9,465 円で天降川ふるさとの川河川公園管理業務等を委託し、適切な維持管理を行い、利用者が安心・安全・快適に利用できる公園としての機能を確保しました。都市公園管理事業、城山公園管理事業、丸岡公園管理事業では、指定管理者制度による管理を行い、市民のゆとりとやすらぎの場として利用しやすい公園を提供できました。公園改修事業では、安全に公園が使用できるよう、修繕料 773 万 2,780 円で R 5 武安公園（都市公園）ほかスプリング遊具交換など 14 件を実施しました。また、委託料の現年度分 4,493 万 8,304 円で R 5 丸岡公園ゴーカートコース延伸測量設計業務委託など 6 件と繰越分 2,069 万 9,000 円で R 4 日当山温泉公園複合遊具設置業務委託など 2 件を委託し、令和 6 年度以降の丸岡公園整備に向けた準備及び都市公園の老朽化した遊具の更新を図りました。次に、主要な施策の成果 118 ページから 119 ページ、決算書は 162 ページから 163 ページです。土木施設災害復旧費の道路施設災害復旧事業では、公共土木施設災害応急対策業務委託により、豪雨や台風時の崩土除去、倒木除去等を委託し、工事請負費の繰越分 6 億 7,965 万 9,920 円で牧園～湧水線など計 25 件の災害復旧工事を実施し、被災箇所の早急な復旧により二次災害が防止され、市民生活の安全が

図られました。また、工事に係る公有財産購入費で 40 万 4,700 円、補償補填及び賠償金で 134 万 1,291 円を執行し、工事箇所用地を確保しました。以上で建設施設管理課分の説明を終わります。

○土木課長（笹田純一君）

続きまして、土木課分についてご説明いたします。まず、主要な施策の成果 120 ページ、決算書は 122 ページから 125 ページです。道路新設改良費については、具体的措置として、委託料の現年度分 1,648 万 5,995 円で、口輪野～永迫線測量設計業務委託など 13 件、繰越分 966 万円で（仮称）霧島スマートインターチェンジ実施計画書作成等業務委託 1 件、工事請負費の現年度分 2 億 8,403 万 9,000 円で、上之段～塚脇線など 10 件、繰越分 8,767 万円で、泉水～市後柄線など 5 件、また、工事に係る公有財産購入費の現年度分 573 万 9,087 円と繰越分 144,148 円、補償補填及び賠償金の現年度分 1,052 万 9,950 円と繰越分 573 万 3,765 円を執行しました。なお、地区別では国分地区で口輪野～永迫線外 7 路線、横川地区で今村～黒葛原線外 1 路線、牧園地区で宿窪田線の 1 路線、霧島地区で泉水～市後柄線外 2 路線、福山地区で土地改良区 20 号線外 1 路線、合わせて 16 路線の事業を行っています。成果として、工事着手に必要な実施測量設計のほか、用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、道路の拡幅やカーブの修正、側溝等の整備を行い、車輛や歩行者の通行の安全が図られました。次に、主要な施策の成果 121 ページ、決算書は 124 ページから 127 ページです。幹線市道整備事業費については、具体的措置として、委託料の現年度分 2,989 万 4,380 円で、下井 19 号線不動産鑑定業務委託など 6 件、工事請負費の現年度分 123 万 4,200 円で、川跡～有下線 2 件、繰越分 881 万円で川跡～有下線 1 件、また、工事に係る公有財産購入費の現年度分 752 万 9,592 円と繰越分 445 万 7,700 円、補償補填及び賠償金の現年度分 3,164 万 340 円を執行しました。なお、地区別では、国分地区で川跡～有下線外 2 路線、溝辺地区で馬立～北原線の 1 路線、合わせて 4 路線の事業を行っています。成果として、川跡～有下線の工事や馬立～北原線の用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果 122 ページ、決算書は 126 ページから 127 ページです。河川管理費については、具体的措置として、委託料の現年度分 1,570 万 5,184 円で、天降川等の水門管理委託や市の管理する河川に係る草木類の伐採など 32 件を執行し、水門や河川の適正な維持管理により水害の未然防止が図られました。また、繰越分 495 万円で、災害関連地域防災がけ崩れ対策測量設計業務委託を行い、毛梨野地区での工事に向けて必要な資料が作成されました。工事請負費の現年度分 6,857 万 5,000 円と繰越分 2,595 万円で、県単急傾斜地崩壊対策工事瀬戸口地区など 8 件を執行し、土砂災害から住民の生命・財産を守ることができました。負担金補助及び交付金 4,150 万円は、県営事業で土石流や土砂流出及び崖崩れの恐れがある急傾斜地など 10 件の砂防関係事業が行われ、市の負担金として支出しています。次に、主要な施策の成果 123 ページ、決算書は 126 ページから 127 ページです。港湾管理費については、具体的措置として、委託料 122 万 8,716 円で、隼人港の防潮扉、国分敷根・福山海岸の陸閘管理委託及び福山海浜緑地広場の維持管理業務を委託し、防潮扉等の適正な維持管理により水害防止が図られ、また、福山港を訪れる市民が快適に施設利用できました。次に、主要な施策の成果 123 ページ、決算書は 162 ページから 163 ページです。「土木施設災害復旧費」の河川施設災害については、委託料 364 万 9,800 円で、5 件の測量設計業務委託を執行しました。工事請負費の現年分 176 万 1000 円と繰越分 3,317 万 6,000 円で、永野田川河川災害復旧工事など 4 件を執行しました。成果として、被災箇所の早急な復旧により、被災拡大や二次災害が防止され、市民生活の安全が図られました。以上で土木課分の説明を終わります。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

続きまして、建築住宅課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果 124 ページ、決算書は 132 ページから 133 ページです。住宅管理費の市営住宅維持管理事業については、現状として、施設の経年劣化による修繕や樹木の伐採等の要望が増えており、良好な住環境を保つために

効率的・効果的な修繕などが求められています。管理戸数は令和5年度末で、準公営住宅を含む公営住宅4,058戸、特定公共賃貸住宅158戸、単独住宅231戸の合計4,447戸です。老朽化に伴う解体等による減で、昨年度と比較し25戸の減となっています。施策の方向としては、市営住宅を良好な状態に保ち、入居者に安全で快適な住環境を提供するため、指定管理者制度を導入し、住宅設備の保守点検や修繕を行っています。具体的措置として、指定管理者への委託料1億9,783万8,300円、住吉団地駐車場樹木整備業務委託等26件の251万5,705円で、委託料の合計で2億35万4,005円を執行しました。修繕料は、空家修繕で17件の1,626万3,450円、重久団地調整槽ポンプ交換修繕等28件の1,454万7,192円で、合計3,081万642円を執行しました。成果として、入居者の安全で快適な住環境の向上が図られました。次に、主要な施策の成果125ページ、決算書は同じく132ページから133ページです。市営住宅改善事業については、具体的措置として、工事請負費1億3,341万1,146円は、国分地区の大野原団地8号棟個別改善工事など6件を執行しました。成果として、外壁改修、個別改善工事を行ったことで、市営住宅等の長寿命化が図られ、安全で快適な住環境が確保できました。老朽住宅除去事業については、退去が完了し、老朽化した住宅を解体するもので、具体的措置として、委託料315万290円は、老朽市営住宅除去工事の設計業務など6件、工事請負費1,235万6,300円は、国分地区の老朽市営住宅除去工事、用途廃止住宅の移転補償費を24件分で、410万4,000円を執行しました。成果として、市営住宅の総量縮減及び管理戸数の適正化につなげることができました。次に、主要な施策の成果126ページ、決算書は26ページから27ページ及び132ページから133ページです。住宅使用料収納事務については、現年度分は調定額6億4,411万8,800円に対し、収入が6億4,166万1,100円で徴収率は99.6%です。過年度分は調定額1億3,097万9,783円に対し、収入が294万7,700円で徴収率は2.3%です。具体的措置として、滞納者に対しては電話や戸別訪問などを粘り強く取り組んでおり、また、連帯保証人に対しては滞納状況を通知するとともに、納付指導を行って頂くように依頼しています。次に、主要な施策の成果は同じく126ページ、決算書は58ページから59ページ及び132ページから133ページです。住宅新築資金等貸付事業については、過年度分は調定額2億3,821万3,848円に対し、収入が48万9,548円で徴収率は0.2%です。具体的措置として、滞納者に対しては、戸別訪問などを行い粘り強く取り組んだ結果、少額ではありますが、納入されていますので、引き続き、粘り強く納付指導を行い、徴収率の向上に努めていきます。次に、主要な施策の成果127ページ、決算書は162ページから163ページです。住宅施設災害復旧費については、具体的措置として、工事請負費は、令和4年度に落雷により被災した隼人地区の菩提寺団地給水ポンプ改修工事の契約額584万1,264円のうち、令和5年度に繰越した354万1,264円を執行しました。成果として、被災した給水ポンプを改修したことで、住環境の整備が図られました。以上で建築住宅課分の説明を終わります。

○建築指導課長（山田拓也君）

続きまして、建築指導課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果128ページ、決算書は120ページから123ページです。建築確認審査・検査事務事業については、建築基準法の規定に基づき建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合について審査、検査等を行うほか、法令に関する啓発や法令違反の指導等を行うと共に、崖や道路の取扱い、法令解釈などの相談対応を実施しております。具体的な取組としては、令和5年度は建築基準法に基づく建築物・工作物に係る確認申請について116件、計画変更申請3件の審査と、同じく完了検査の申請について116件の検査を実施しました。そのほか、共同住宅の建築計画について、建築主等と事前協議を行う共同住宅等建築計画書など市条例に基づく申請に対する審査を12件行いました。また、建築に関する相談においては、必要に応じ、現地確認や県への照会等を行い、対応するとともに、建築主等に対し法に基づく完了検査の受検を促すパンフレットを配布するなど、完了検査受検の啓発にも取り組んだところです。成果としては、市民からの建築相談、建築確認申請・完了検査等について、適切な



事務処理が図られ、また、完了検査の受検に対する理解等の向上を図ることができました。そのほか、地域の生活環境を損ねることがないように共同住宅の建築主等に対し、自治会との事前協議等の配慮を求めることができました。次に建築物耐震改修促進事業については建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発に努めるほか、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため建築物の所有者に対する支援を行っております。具体的な取組としては、木造住宅については、霧島市耐震改修促進計画に基づき霧島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、旧耐震と思われる木造住宅の所有者に対し、耐震化普及啓発のチラシを配布しました。また、旅館、ホテル等の大規模建築物については、令和4年度に耐震改修工事について、交付決定を行った1棟について、工事が完了したため、一部費用について、交付を行いました。成果としては木造住宅については、耐震性がない住宅について、耐震改修工事を1件行うことにより、耐震性が確保されました。併せて、市民ギャラリーで、木造耐震に関するパネル展示を行ったり、チラシ配布を行うことで、多くの市民が建築物の耐震性に関し、理解を深めてもらうことができました。このほか、耐震性のない大規模建築物の1件については、令和4年度から耐震改修工事に着手し、工事が完了したため、不特定多数の方が利用する施設について、建物の耐震性が確保されました。次に、主要な施策の成果129ページ、決算書は120ページから123ページです。空家等対策事業については、空家数の増加に伴い、適正に管理されていない空家がさらに発生し、市民生活への悪影響がますます顕著化することが見込まれることから空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不十分な空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、本市における空家対策に係る課題等に対し、庁内連携の取りまとめ等を行っております。具体的な取組としては、令和5年度は、市民からの相談や通報があった51件の空家について現地調査等を実施し、空家所有者を特定した上で、空家の適正な管理を求めるとともに、相談窓口など必要な情報の提供や助言を行いました。また、老朽危険空家の解体工事について、費用の一部を助成しました。さらに、空き家対策の普及啓発のため、冊子を2種類作成し、固定資産税の納付書に同封するチラシをカラー刷りで作成しました。成果としては所有者等に対して意向調査や指導等を通して、所有者等への意識啓発が図られたことにより、13件が一部補修・除却等の措置が図られ、これまでに151件が改善されたところです。また、老朽危険空家の解体工事について17件の申請があり、解体費用の一部を助成することで、老朽危険空家のあった近隣の生活環境の改善が図られました。さらに、空き家対策の冊子を作成し、市民に配布することで、空き家対策の普及啓発がなされた。以上で建築指導課分の説明を終わります

○都市計画課長（秋窪達郎君）

続きまして、都市計画課分について、ご説明いたします。まず、主要な施策の成果130ページ、決算書は126ページから129ページです。都市計画総務費、都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業の具体的措置として、委託料の560万円で霧島市立地適正化計画策定業務委託を行い、行政・住民・民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくための計画である立地適正化計画を策定することができました。次に、主要な施策の成果131ページ、決算書は128ページから131ページです。街路事業費の都市再生整備計画事業の具体的措置として、委託料の現年分1,948万4,000円で犬追馬場線の埋蔵文化財発掘調査やリノベーションまちづくりの業務委託など3件、繰越分8,297万8,957円で犬追馬場線の埋蔵文化財発掘調査や隼人駅東西自由通路の工事施行委託など3件、工事請負費の現年分1,730万円で犬追馬場線の道路改良工事及び隼人駅前駐車場の整備工事、繰越分7,431万2,100円で犬追馬場線の道路改良工事や隼人駅東口駅前広場整備など3件を行い、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果132ページ、決算書は128ページから131ページです。街路整備事業の具体的措置として、委託料の現年分2,463万3,000円で新川北～福島線外1路線の測量設計調査など2件、工事請負費の現年分5,664万5,000円で新川北線

の道路改良工事など5件、繰越分5,264万9,000円で日当山線の道路改良工事など3件、また、工事に係る公有財産購入費の現年分316万7,600円、補償補填及び賠償金の現年分266万円で、日当山線の用地取得及び建物等の補償を行い、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果132ページ、決算書は130ページから131ページです。公園費の「公園整備事業」の具体的措置として、工事請負費の現年分1,547万7,000円で麓第一土地区画整理事業区域内の麓6号公園の整備を行い、事業の推進が図られました。以上で都市計画課分の説明を終わります。

○区画整理課長（岩元龍己君）

続きまして、区画整理課分について、ご説明いたします。主要な施策の成果133ページ、決算書は128ページから129ページです。麓第一土地区画整理事業では、清算事務として換地処分後の清算金の徴収・交付事務を行いました。成果として、清算金交付は、対象件数7件、対象額2万9,685円に対し、成果件数3件、成果額9,282円の交付実績でした。清算金徴収は、対象件数3件、対象額3万22円に対し、全て徴収を完了しました。これにより、清算交付金の全体対象額459万5,427円に対し、成果額457万5,024円となり、交付率は99.6%、清算徴収金の全体対象額459万5,460円に対し、成果額459万5,460円となり、徴収率は100%となりました。次に、浜之市土地区画整理事業では、委託料4件うち繰越1件、1,858万3,000円、工事請負費8件うち繰越2件、9,518万3,000円、補償補填及び賠償金15件、146万4,046円を執行しました。成果として、業務委託により、国道10号の国土交通省への受託工事に必要な、実施協議等の資料作成ができました。また、土地区画整理事業を円滑に実施するための、事業計画・実施計画の変更を行うための資料作成もできました。工事請負費は、都市計画道路や水路整備工事、宅地整地工事により事業の進捗が図られました。補償補填及び賠償金は、工事の支障となる電柱や立竹木の移転補償を行い、工事を計画的に実施することができました。その結果、令和5年度末の仮換地指定率は100%、事業費ベースの進捗率は86.6%となりました。次に、主要な施策の成果134ページ、決算書は128ページから129ページです。隼人駅東土地区画整理事業では、委託料9件、2,689万7,200円、工事請負費11件うち繰越6件、1億1,628万6,400円、補償補填及び賠償金26件うち繰越3件、2億5,662万4,901円を執行しました。成果として、業務委託により、仮換地指定や建物等移転補償に必要な資料作成と、工事の実設計計を行ったことで、計画的な事業実施ができました。工事請負費は、区画道路・宅地整地工事・水路整備工事を行ったことで、区域内の道路網整備や仮換地の使用収益開始が可能となりました。補償補填及び賠償金は、建物等移転補償により、道路・宅地整地工事等の支障となる建物移転等を進めることができました。その結果、令和5年度末の仮換地指定率は94.4%、事業費ベースの進捗率は58.5%となりました。以上で建設部の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず、建設政策課、建設施設管理課、土木課への質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

まず資料のお願いをいたしまして丁寧なお願いしていたもの以上の作成をしていただきまして、ありがとうございました。令和5年度のこのまちづくりは除くといたしまして、要望件数につきましては、2,247ということで、月おおむね187件。そして処理数がこの件数でいきますと94%の処理をなさっているというところで、非常に日頃から感じておりますけれども素早い対応をしていただいていることで非常に市民の皆様も喜んでいらっしゃると思っております。修繕費につきましては限られた中で処理をなさっているというところも十分承知をしております、また工夫をなさる中でも他との流用をなさりながらしていくということも一つの手法としては、あるんじゃないかと思っております。先日の財政課の審査の中でですね、補修費、修繕等が減っている状況の中で、市民

のニーズにこたえていないじゃないのではないかということをお願いしたら、必要に応じて予算を上げていきたいということもおっしゃっておられますので、市民ニーズをですね見られながらですね、ぜひ、財政課に対してもですね、予算要求をその都度ですね、最近、穴も非常に交通量も多くなって穴ぼこも多くなってきている状況もありますので、シルバー等使ってされているところも確認はしておりますけれども、もし足りないという状況であればですね、財政課へ予算要求していただいて、補正予算等の対応ということもですね、ぜひ御検討をいただきたいということで申し上げておきたいと思えます。それでは建設政策課にお尋ねをいたします。未登記の業務、歳出決算資料の1ページでありますけれども、令和5年度が795万7,129円ということで契約をされておまして、事務事業評価が2,049ということで、令和5年度の目標が20、実績が、報告でもありました14ということであります。少し件数がですね目標よりは下回っている状況でありまして、令和4年度の実績を見ても17筆1,027万4,000円。令和5年度が1,045万6,000円ということで、筆が令和5年度は少ないわけでありましてけれども、この17筆が令和4年度に実績としてあるわけですが、この辺が事業費が変わらない中でですね同様な金額が出てきているわけですが、この辺のところの詳細を少し御説明をいただけますでしょうか。

○建設政策課長（丸山省吾君）

今、委員から御質問がありました業務委託費なんですが、これはあくまでも1件当たり幾らというふうにお示しするものではなくて、その1筆に対しまして相続人が何人いた。それによってかかる必要経費が変わってくるのでございます。またあと一筆ごとの費用につきましては、土地ごとに面積や形状などで委託する業務量も変わってきますので、ここにつきましては、委託先である公益社団法人鹿児島県公共嘱託土地家屋調査士会のほうで単価のほうが決まっておりますので、そのほうで算出しているの、一筆当たり掛ける幾らという算出ではないということをお願いいたします。

○委員（松枝正浩君）

予算がありまして、この金額になっておりますけれども、残額が恐らくあると思えます。この残額を使って執行を追加の分でですね、するというようなお考えはなかったのかですねお示しいただけますか。

○建設政策課長（丸山省吾君）

当初予算をつくる時には大体ある程度過去の金額のほうで予算を要望しておりまして、令和5年度につきましては、委託費が800万ということで予算を要望しておりまして、795万7,129円で残がもう4万2,000ぐらいしかございませんので、ちょっと中途半端になるということでございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは建設施設管理課にお尋ねをいたします。歳出決算資料の16ページ上段ですけれども、丸岡公園野外ステージ外壁アスベスト調査業務委託ということで4万6,970円とされておりますけれども、このアスベスト調査の結果ですね、どのような結果が出られているのかお示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すいません手元にちょっと分析したあれがないんですけれども。解体として通常の解体する方法で解体してますので、特別工事に支障があるようなアスベストは入ってなかったと。あったとしてもスレートぶきのところがあったりしていますんで、スレートの外壁なのかですね、吹きつけ材というわけではなかったと思えますので、簡単に飛び散らないようにとって、梱包詰めをして廃棄したということですので。すいませんここでちょっとあったかどうかは、はっきり分からないんですけど、あったとしても簡単な処理でできたというふうに考えています[15ページに追加答弁あり]。

○委員（松枝正浩君）

後ほどですね、その結果がどうだったかというところと含めて人体への影響が、被災しなければ大丈夫だというふうに他の課部署の審査でもお聴きはしているんですけども、人体への影響が、なかったのかどうか、今までですね、設置がしてある中ですかいうところも含めて、お示しいただけますでしょうか。

○委員（木野田誠君）

アダプト制度について伺いたしますが、河川アダプトではですね非常にアダプトは5名以上でということになってると思うんですが、一応高齢化等ですね今までしていた河川の草払いとかそういうのが人数が少なくなってきて維持ができない人数になってきた。そこで1人でもやってらっしゃる人もいますので、それもアダプト制度として1人でも認めて、アダプト制度を成立させているということが言われたわけですけども。要するに建設部関係の道路アダプトについて、それは認められているのかどうかをお願いします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

道路アダプトですけど、今委員がおっしゃるように、最近高齢化で人も少なくなっております。現在として道路アダプトとしては、特に何人という規定はございませんので何人以上というのはございませんので、その中でできるところにさせていただければいいということをお願いしております。

○委員（木野田誠君）

確認ですけども、意欲のある人であれば、1人でもこの制度に該当するという理解でいいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はい、1人でも実際にはちょっと1人では多分大変だと思いますけど、そういうことで頑張ってもらえばお願いしたいと思います。

○委員（有村隆志君）

少し関連で、そこで出た刈り取った草の処理については、担当課に電話すれば引き取っていただけるということよろしいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

道路アダプトにおきましてはアダプトの団体とまずお話をしまして、その中で例えば山手のほうでしたら、そこで処分できれば処分していただいて、どうしても町のほうになってくるとできないと思いますので、そこも事前にアダプトの団体と、あとの処分はこちらでというような話をしておりますので、そこは臨機応変に対応してまいります。

○委員（松枝正浩君）

同じく、歳出決算資料書の20ページ、公園の関係でお尋ねをいたします。R5松木野口地区ふれあい広場等遊具設置業務委託におきまして、タカオ株式会社と658万2,400円で契約をなさっております。この随意契約の2号、この2号適用されたのはどのような理由で2号なのかお示しいただけますか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

松木野口地区ふれあい広場の遊具の更新につきましては、公募型のプロポーザル方式の採用いたしまして執行しております。その影響が出まして、選定委員会で選定した業者さんと契約することによって一応候補者を決定しますので、その中でその公社さんと金額について協議をして随意契約ということで2号のほうを採用させていただきます。

○委員（松枝正浩君）

それでは、24ページの上段になります。4災建設資材市況価格等特別調査業務委託ということで災害復旧の推進が図られたということでありますけれども、この内容を少し説明をしていただいでよろしいでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼道路維持第2グループ長（前田裕明君）

こちらにつきましては、平成4年災害の河川道路等の資材の単価を求めるために行っております。主には深川橋亀有牧之原線、馬渡黒葛原線、牧園湧水線等の公共工事の単価のために利用した単価となっております。以上です。すいません令和4年度の災害です。

○委員（松枝正浩君）

それでは、価格高騰があつてそのものに反映するというのではなくて専門的なところでの調査ということでよろしい。

○建設施設管理課主幹兼道路維持第2グループ長（前田裕明君）

そういうことです。すいません資材単価につきましては公共事業で1資材500万円以上と、あともう一つちょっと忘れましたがそういう部類の中で単価を求めた委託でございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは26ページになります。下から三つ目と。下から二つ目、また、次ページにわたっても幾つかありますけれども考え方をお示しいただきたいんですが、例としてですね木原萩之元線支障木伐採業務委託1と2ということで、同日付けの契約、工期も一緒であります。同一業者、たまたまだったのかもしれませんが同一業者であります。これを二つに分けて1号で契約をなさっているわけですが、この辺をどのような考え方で二つに分けて、随契1号ということになさったのかお示しいただけますか。

○建設施設管理課主幹兼道路維持第2グループ長（前田裕明君）

こちらにつきましては災害復旧に伴う本体工事に関わる倒木等の処理でございます。1号につきまして随意契約でやってるんですけども、本復旧を敏速に急ぐために1号という随意契約の契約の手法で行っております。

○委員（松枝正浩君）

二つに分けたほうが、早く処理ができるかということもあるんでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はい、現場が木原萩之元のこの4年度の工事がかなり上から土が落ちてきて、現場の支障木が多かったです。それにつきましても、やはり早期に今おっしゃるように着工と開通をするために、現場にありましてはやはり2に分けたほうが、特に業者さんもですけどその人夫さんとかも作業がしやすかったものですから、それで二つに分けております。

○建設部長（西元 剛君）

委託料が限度額が50万というのがあつてそういう執行の仕方してると思うんですけども、緊急で1号でするときには、そこを問わずに、本来であれば一括で随契するべきだと思っておりますので、今後ちょっとそこら辺注意しながら一応執行していきたいと考えております。

○委員（松枝正浩君）

様々な当然1号があつて、あとそこに該当しないものが特命随契ということである、それぞれの項目であると思うんですけども、恐らく他の部署もみている中では、やはり緊急性もあつたりですね、早く処理して市民の方々に道路を通行させないといけないというところで分けてですね、業者がたまたま一緒だったのかもしれませんが、分けて処理をするというようなところもありましたので、今後ですね、庁内の統一的なですね、考え方を持ちながら処理をしていくということは必要じゃないかというふうに感じたところであります。

○委員（有村隆志君）

公園の管理についてですけども、自衛隊の特攻記念碑の南側に小さい公園がございまして、一応これが地域の方がもう高齢化されて、もうちょっとできないよということでした。確認ですけど、以前このことは申しあげましたので、市のほうで草刈りもしていただいておりますけども。こういった公園の場合アダプト制度とかそういう地域の人、やる人がおればまたお願いするということも

考えられるんですけど、そこら辺の管理の在り方というのは、もう1回引き取ったらもうそのままだよということなのか、それともそこら辺をする人がおったら、アダプト制度みたいにガソリン代を出すとかそういうことは考えていらっしゃるのか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

今委員が申し上げられました。特攻碑公園のことだと思うんですけども、特攻碑公園につきましては管轄は一応総務課にはなっております。ただ我々もちょっと、できることはたまに協力をするという形はしてるんですけども、普通公園でやっぱり高齢化されて管理ができないというところが、ちらほら出てきつつあるのかなと今思っております。今後につきましては、ちょっとまだ検討しているところなんですが、今のところはですね、地域のほうでできるだけ管理していただいて、ちょっとそれが困難なような状況になってきましたらちょっとそういう、アダプト制度なり、何かそういう有志の方々をお願いするような、そういう体制づくりもちょっと必要ではないかなというふうに考えてるところでございます。

○委員（木野田誠君）

道路のやぶ払いの道路維持ですけれど、このやぶ払い等についてシルバー人材センターを結構頼んでらっしゃるんですが、この道路に関してですね単価ですね、単価等の算出方法とか、その辺は規定があるのかどうか。それと、地域によって、シルバー人材センターが地域でもいろんな地域に霧島とか、ほかのどこにも入ってらっしゃる。その地域性があるのかどうかちょっとそこら辺をちょっと詳しいとこ教えてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在草払いについてシルバー人材センターに多くもちろん頼んでおります。シルバー人材センターの見積り等の中でその単価と決定いたしまして、それと地区的においてシルバーのその地区によって差等はありません。ただちょっと幹線道路的なところで草払い、草払いだけ。山の中で草払いして、ちょっとこう横に置けるとこありますけど、ちょっと受けないところは処分費が入って少し高くなったりとか。それとあと警備員がどうしてもまち中になってくると必要なところにとっては少し単価が若干違ってくるところがありますが、基本的にはシルバーさんの見積り等で計算しましてやっております。

○委員（木野田誠君）

それではですね、1例で申し訳ないんですが、例えば霧島地区ですと、夏お盆前とそれから秋の2回ですね分けて見積りをして実施されてるわけですけども、要するに契約金額の算定基準はどういうふうになってますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在の草払い単価につきましては1m当たり55円で計算しております。

○委員（木野田誠君）

平米じゃなくてメートルで決めてらっしゃると、大体道路幅1.5mっちゃうなことで聞いてますから。はい、分かりました。例えば1回目と2回目は同じ路線をやるようになっているんですか、それとも違ってくるんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

基本的には、お盆前とそのあとの10月とかそれぐらいのときに2回行きますけど、場所によりましてはどうしても、とても少ないところは1回とかでそこは調整をしております。

○委員（松枝正浩君）

それでは土木課のほうにお尋ねをいたします。50ページのですね、令和5年度福山海浜緑地広場トイレ清掃業務委託ということで、シルバーと10万776円ということで、3号で随意契約をなされておりますけれども、恐らく1号でもできたのではないかなというふうに思うわけですが、これをあ

えて3号でされたのはなぜなのかお示しをいただけますでしょうか。

○土木課長（笹田純一君）

福山海浜緑地広場のトイレ清掃につきましてはシルバー人材センターと契約をしております。3号を使っております。

○委員（松枝正浩君）

今様々な部署を審査をする中で考え方が様々で同じように今、書類を見ましても1号だったり3号だったりですね、あると思うんですね。委託については50万以上になってくると3号というような、委託についてですねあるのかなと思うところで、1号については50万以下であるというところそこでそれを優先してですねできるのかなと思って。あえて金額が低い中でも公告までしてすべきなのか、業務の適正な作業からいくと、少し大変な作業をなさっているのかなというところでお聞きしたところですけど、いかがでしょうか。

○土木課長（笹田純一君）

すいません、167条の2の3項につきましてはシルバー人材センターと契約する場合は、先に公告とかそういうものをしないとならないというふうなことになっております。そこに関しましてそういう取扱いでやっております。

○委員（松枝正浩君）

またこれも全体的なところになりますので、また改めて求めていきたいと思っておりますけれどもまた、庁内における統一的な考え方のもとですね、行っていくのがいいのかなというところを感じたところでもありますので申し上げたところでもあります。それでは、43ページですね。令和5年一番下段なんですけど牧之原ストックヤード草払い業務委託ということで、福山土木さんと42万6,800円ということで契約を随意契約の1号でなさっております。この草払いのですね42万6,800円の価格の妥当性というのはどのように判断をなされて、この契約を結ばれたのかお示しいただけますか。

○土木課主幹兼道路整備第2グループ長（徳重和博君）

こちらの牧之原ストックヤード草払いなんですけど、2,000㎡とありますので、2,000㎡の草払いの㎡当たりの公共単価を使っております。

○委員（松枝正浩君）

分かりました見積りをとったのかなというふうに思ったのでお聞きしたところでもありますけど、それでは㎡当たりの価格と言われるのは幾らなのかお示しいただけますか。

○土木課主幹兼道路整備第2グループ長（徳重和博君）

㎡当たりの単価ちょっと今現在事務所にありますので今現在は持ち合わせておりません。[次ページに答弁あり]

○委員長（川窪幸治君）

休憩します。

「休憩 午前10時29分」

---

「再開 午前10時44分」

○委員長（川窪幸治君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はありませんか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すいません、先ほど丸岡公園の屋外ステージのアスベスト調査業務委託の件です。調査をしまして、外壁材に6検体のうち1検体のアスベストが入っていたということで、外壁材そのものに入っていたので、その外壁材をそのままきれいにとって、袋詰めして処分したということです。綿みみたいな飛散物があったわけではないので、比較的簡単に飛散しないように取り出して袋詰めして

処分したということで、人体には影響はありません。設置してあるときも、人体には影響ないということです。

○土木課主幹兼道路整備第2グループ長（徳重和博君）

先ほどの草払い単価の公共単価、㎡当たりなんですけど、㎡当たり115円になっております。

○委員（池田綱雄君）

公園事務についてお尋ねいたします。ここの西小学校の前の桜並木の公園についてですが、桜は植えてから寿命はどのぐらいなんですか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

今、おっしゃいました、ちょうど西小の近くの桜並木ですけれども、ソメイヨシノが主な品種だと思われまして。ソメイヨシノが大体60年前後が寿命とも言われておりまして、今少しづつ寄附とか頂きながら、植え替えてちょっとしていただいたり、我々もちょっと古い危険な木はちょっと除去して、今後ちょっと植え替えをしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

60年ぐらいということでしたけど、あれは、私なんか植えた当時、見ておったんですけど、もう70年を超えているんですよ。七十四、五年になると思います。そこで公園の方々も御存じのとおり、ほとんどの桜が空木に、中は空洞になっております。そんな関係で、ちょっとした台風、ちょっとした風で、もう何本、何十本と倒れて、通学路になっていて非常に危険な状態にあります。できれば、今ですけど、台風の前に1回調査をしてもらって、もう空木のひどいのは切りとってもらいたいなというふうに思うんです。それが1点と、先ほど言われましたように、毎年のように民間を通じて10本とか20本とか、大きなのを植え替えてもらっているんですけど、とてもおいつかないと。そこで市のほうで、全体的にそういう植え替えとか、そういうのの計画をしてもらえないかということですが、答弁をお願いします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今、おっしゃいましたように、60年とか70年、長くたっているところは老木も多くて、そういうところ、やはり気になるところにつきましては、もちろん台風前とか、調査をいたしまして、もう倒れそうとか危ないところについては切ったりしております。それと、今からの植え替えにつきまして、確かに本数的に寄附等では追いつかないところもあると思います。今、桜の寄附等で何十本かあるんですけど、それとまたプラス、どうしても必要なところにつきましては植え替え等をまた考えていきたいと思っております。

○建設部長（西元 剛君）

すいません、私も西小学校出身ですので桜並木を通して通学をしていた経緯があるんですけども、私が小さい頃から、もう桜もちょっと空木等になっている桜もございます。全体的に、公園、横川の丸岡公園なんかもなんですけれども、あの入り口とか、桜がもう老木になってきているところがございますので、全体的にまた調査を入れた中で、どうしても支障がある木については不測に対応していきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

昨年は二十何本でしたか、ある建設業の方から百何十万か寄附をもらって、1本が何十万かするのをすぐ花が咲くようなものを植え替えたんですけど、市に植えてもらうのはこのぐらいの小さいものですよ。20年しないと花が咲かないような、そんなのを植えられるわけですよ。それじゃ間に合わんと。だから、もうちょっともうちょっと大きなのを植えてもらいたいなというふうに思いますがどうですか。

○建設部長（西元 剛君）

寄附を頂くときには、もう苗木という形で寄附を頂いています。ただ公共単価でやるときにはや



はり4 m以上の苗木になってきますので、公共単価で売るときには事業するときには4 m以上の桜、樹木を植えるという形になろうかと思っておりますので、その辺また予算もありますので予算の範囲の中でできるところは対応していきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

国分でも立派な桜並木だったんですが、今はそういうことで空洞化して、なかなか勢いが無いということで弱っているんですが、本来ならば、もう20年ぐらい前に、そういう間、間に小さいのを植えておけば今頃はよかったのかなと思います。もう間に合わんわけですから、ちょっと大きめのものを増えてもらいたいというのと、台風前には点検をしてもらって、倒れないように、本当、子どもたちが危ないんですよ、あそこ。通学路にもなっておりますので、どこかでか受木のあれで死んだですよ。ああいうこんな大きなのが倒れれば、死亡事故が起こりますよ。だから、死んでからでは遅いですから、台風前に一度点検をしてもらって、そういう倒れそうなのは伐採をしてもらいたいなということを要望しておきます。

○委員（前島広紀君）

関連なんですけれども、確かに、西小のところの桜は、もう古木であるというふうに認識しております。大体、ソメイヨシノの桜というのは、いろんな公園とかに植えられてありますけれども、今、戦後79年で、戦争で帰ってこられた方たちが記念に植えたというのがほとんどのところだと思います。桜の寿命というのは、先ほど話もありましたけれども、大体60年から80年ぐらいと言われておまして、ソメイヨシノは特にそうなんですけれども、種ができなくて全てがクローン、接ぎ木なですね。ですから下の大木の成長と上の成長が違うために、60年ぐらいになると、ほとんどが中は空洞です。そこに、シロアリが来るというのが常なので、やはり早めにいろんなところの点検をしていただいて、先ほど池田さんから話がありましたように、後継樹の植栽を急がなければいけないというふうに思いますし、昨日の商工観光部でも申し上げましたけれども、後継樹は考えていただきたいのはソメイヨシノはやめていただきたいと思います。今言われているのがジンダイアケボノというソメイヨシノの後継樹と言われている品種ですので、植え替えるときはその辺りも、十分検討していただきたいと思います。それでは本題に入りますけれども、口述書、土木課の口述書の4ページの下のところなんですけれども、県単急傾斜地崩壊対策工事瀬戸内地区を執行し、土砂災害から住民の生命・財産を守ることができましたということがありますけれども、この前現地視察をさせていただきまして、本当に危ないところの補修工事だったであろうというふうに現場を見て思ったところなんですけれども、まずお尋ねしたいのは、周囲の住民の世帯数といいますか、危なかったところに住まわれている方の世帯数は何軒ぐらいありますか。

○建設部長（西元 剛君）

県単急傾斜地崩壊対策事業につきましては、基本的に、目的としては当然住民の生命・財産を守ることが目的でございます。その中で、市は被災想定範囲としましては2 H30度というのがございますので、今現場を見られた中で、崖下と、あと道路を挟んだ向こう側の住宅が5軒等ございますので、全体で6軒ほどの被災想定になろうかと思っております。

○委員（前島広紀君）

この前の現地視察のときの資料を見て質問したいんですけれども、まず思ったのは、県単急傾斜地崩壊対策事業というふうに、工事名がなっているんですけれども、ちょっと私の勘違いなのかも分かりませんが、急傾斜は普通県が施行するのかなというふうに思っていたんですけれども、ここはどのようなのですか、県なのですか、市なのですか。

○建設部長（西元 剛君）

県単急傾斜地の中でも採択要件が決まっております、5 m以上で30度以上で、さっき言った、2 Hである5軒以上のときには、市で県の補助を頂いて県単急傾斜、要は急傾斜時の対応をします。

10軒以上になりますと県のほうで対応するという形になります。

○委員（前島広紀君）

ということは、これは市が施工しているというふうに考えるわけなんですけれども、ここroのときに、災害原因というのが平成28年7月の梅雨前線による崩壊ということに書いてありますけれども、そして事業費が、全体事業費が9,700万円というふうになっていますが、先ほどの県の補助というのは、県の補助を受けて市がするというところというふうに理解したわけなんですけど、県の補助はどのぐらいあるわけなんですか。

○建設部土木課長（笛田純一君）

事業費としては、1地区に1,500万円ですので、その50%の補助で750万円の補助を受けることになります。

○建設部長（西元 剛君）

補足で、単年度で1,500万円、要は1年でできる事業が1,500万円ということですので、補助率は50%ということになります。だから、何箇年間にかけて、一応5年ぐらいかけてやっているということroです。

○委員（前島広紀君）

じゃ、そういうことro平成29年から令和5年にかけてやっているというふうになるわけですね。そうした場合、もうこの事業は、令和5年度にもうあるわけなんですroが、この前見たところroあれでもう終わりということroですかね。

○建設部土木課長（笛田純一君）

この間の現場ro完了ということroございます。

○委員（前島広紀君）

先ほど聴きましたが、5軒か6軒、その辺りの家族、お住まいの方にとっては、本当に危ない状況の中で、これから安心して進んでいけることだろうと思ひますので、よかったことだというふうro理解したいと思ひます。

○委員（塩井川公子君）

すいません、丸岡公園のことroなんですroが、私は地元ro住んでまして、前回、議員ro語ろかいでも話ro出たんですが、ゴーカートの延伸、もうあれroなってるんですが、これは何を基準ro延伸されるようにしたのか。市民の方ro声をお聴きされてるのか。あと、アンケートか何かroられて延伸roなったのか。そのあたりro市民の方ro意見roいろいろ聴ひてますので、ちょっと出してみました。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

丸岡公園のゴーカートの延伸につきましては、市長から丸岡公園roぜひ、もっと活性化したいという思ひをお聴きしまして、何か目玉になるものを何かできないかということro、ちょっと課題ro与えられまして、担当課であるこの建設施設管理課roほうで、二つの目玉ということro、ジップラインroゴーカートの延長日本一というのを何とか目指そうということro、企画いたしました。

○委員（塩井川公子君）

大変よく分かりやすかったんですが、ただ、はっきりと言ひますけれども、ゴーカートはあまり延伸ro望んでいらっしやらないのが大方、いやいや、そういう意味じゃなくて、確かに、はっきりと言ひますけど、そんな延伸roしてどうなるのというのが大半ro声でした。私も、いろいろ、いろいろな方ro会合ro出まして、お話を聴いたらそういう話ro、もっとそれよりも、丸岡公園ro霧島連山もよく見えるんだから、宿泊roはないんですが、もっとほかに新鮮な目ro向けるのが課題roいっぱいあるroではないかということro、大変切実roお聴きしてますので、ゴーカートも大変いろいろお骨roお折ろいただいて、恐縮ro大変なんですroが、ちょっと一言言ひました、ごめんなさい。

○委員（木野田誠君）

先ほど、西小学校の桜は植えてくださいという話でしたけれども、私は中山間地を代表して木を切ってくださいという話をしたいんですけれども、道路そのものの維持とか側溝の維持とかその辺はよくしていただいているんですけれども、道路に覆いかぶさっている竹とか木とか、もうこれは4mないところが結構、中山間地にはあちこちあると思いますが、この辺の数とか、その辺は数字的なものでは把握してらっしゃいますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在、中山間地域の市道の、どれだけかぶさって延長、全てはやはりちょっと把握はできておりません。ただいろいろな地域からの要望とか苦情等に対して、現在、毎年これだけのところをちょっとやっていこうというところの距離だけですので、全体的なものについて把握しておりません。

○委員（木野田誠君）

まちづくり計画書要望の数字等を挙げていただいているわけですけれども、恐らくこのまちづくり計画書の中にも、そういう要望はたくさん上がってきていると思います。ですから、これは前も一般質問でも出た要件ですけれども、もうちょっとその辺の予算をつけてやっていただきたいなあというのは本音です。ちょっと上のほうについては、取組が甘いのではないかなというふうな気がしてならないんですけれども、その辺はどういうふうに捉えてらっしゃいますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

もちろんまちづくり計画で出てくるところ、そういうところもありますので、やはりそういうできるところについては優先的に行っていきます。それで、やはりこれ予算を伴うところでありまして、特に、高所作業所とか必要になるところにつきましては、かなり金額変わりますので、緊急的なものについては、なるべくこちらのほうももちろん全体的に切るのは難しいところは、うちの作業班とかそういうところでもやっているところもありますので、そういったことを織り交ぜながら、特に、まちづくりに出てきたところ、それとも本当にやはりすぐ通行の支障になるところについては優先度をつけまして、またやっていきたいと思っております。

○委員（木野田誠君）

ふれあいバスが通るところもそういうところがあつて、もう非常に薄暗くなってきているところもありますので、ぜひもう1回見直しをしていただいて、緊急なところからやっていただきたいと思っております。

○委員（藤田直仁君）

口述書の中の4ページです。この繰越分でということなんですけど、下から6行目ぐらいだと思うんですが、また繰越分の495万円で、災害関連地域防災がけ崩れ対策測量設計を行ったというふうになっているのですが、用語が似たようなのがたくさんあるのでよく分からないんですが、先ほど前島委員が質問した、急傾斜地崩壊対象地域と何かこう関連性とかそういうのがあるのでしょうか。そこをちょっと教えていただけませんか。

○建設部長（西元 剛君）

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業につきましては、災害の中で、激甚になったときに、今、言われたみたいに採択要件に見合わないところで緊急性があるところについては、被災地を助けましょうという制度ができて、新たに、それが今度は激甚災害に指定されていくときに、2軒以上、先ほど言った高さ30度のところに被災想定区域が2軒以上あるところについて対策をとるという事業でございます。

○委員（藤田直仁君）

それと、先ほど出ていた県単の急傾斜地崩壊対策工事に該当というんですかね、申請しているというのは、霧島市の中では何軒ぐらいまだあるのかということ、できれば旧市町村別で軒数もあ

わせて教えていただけませんか。

○建設部土木課長（笹田純一君）

現時点で、牧園町の湯ノ窪地区、溝辺町の論地地区、横川町の奈良松地区、あと国分の野添地区、あと牧園町の金差段、あと国分中央1丁目の場所、その6地区が今要望しているところのうち、継続しているところが牧園の湯ノ窪と溝辺の論地でございます。

○委員（藤田直仁君）

あと、そもそもなんですけれども、この工事に当たっては、危険度があるなというのは判断してやっているのか、実際もう少し、その傾向が見えてやっているのか、その辺りの部分をちょっと教えて合わせて頂けませんか。

○建設部土木課長（笹田純一君）

この要望箇所につきましては、地域から要望があったところはそうなんですけど、危険度があるということでそうなんですけれども、実際その箇所が被災を受けた場合は、順番的なものは、そういったときに順位が繰り上がるようなことがあります。

○委員（藤田直仁君）

実際は次の建築住宅課にも関わることなんですけれども、一般質問でもちょっと触れたように、がけ地近接等危険住宅移転事業というのが別にあるじゃないですか。この間も、現地調査したときに、5軒ぐらいだったらそっちのほうに力を入れてやったほうが、相手があることなので思うようにいかないというのも十分分かるんですが、先ほどの生命・財産を守るという上からも、そっちの部分の絡みというのと、実際、対策を打つということ。経費的にもどうなのかなと思ったりも、正直思ったんですが、そこはもう次のところで質問しますけれども、その辺りの考えというのは、執行部側でどのようなふうに捉えているんでしょうか。

○建設部長（西元 剛君）

確かにがけ地近接等危険家屋移転事業というのはあるんですけれども、基本的に先ほど言いましたように、まずは目的としまして急傾斜に対して、人命と土地を含めた財産を守ることがまず目的でございます。その中で、この移転事業というのが、利子への補助とか、要は、個人負担も伴いますので、なかなか移転されるというのは難しい状況になっていきます。それで、そのための採択要件として5軒以上というのがございますので、B b y C経済比較を、経済効果を考えて5軒以上のところで崖地であるところの対策をまずとりましょうということが原則ですので、よっぽど今、地域的に、地域全体でもここはなかなか工事が難しい、もう全体的に整備が難しいよというところには、集団で移転したりしてもらったりという経緯もございますけれども、まずはその被災地を復旧するということが原則になってくるかと思えます。

○委員（藤田直仁君）

もう本当悩ましいところなんだろうけども、実際工事も、単年度で終わる工事でもない先ほど聞いたものですから、四、五年間かかるのだったらどっちがいいのかなというのも、先ほど言ったように、やはりその指針になるのは、生命・財産を守るという観点から、その選択肢というのは本当に十分考慮して進めていただければと思います。

○委員（木野田誠君）

先ほどの道路維持管理事業の関連ですけれども、例えば、中には地域の人たちが、高所作業車とか借り上げ代を出してくれれば自分たちで作業をするんだけどというような、話もあるんですよ。この場合、資格を持った人が運転をしなければいけないですけども、こういう、借り上げ代というのは準備できるんですか、どうなんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在のところは、全てこちらのほうでやっておりますので、借り上げ代という形ではちょっと行

っておりませんが、また地区からのそういう形で要望、もちろん今おっしゃるように、高所作業、安全の面とか、高所作業所のそういう資格とかそういうのが必要になってくると思います。そういうときがありましたらちょっとまた要望が大きくなるというときには検討を考えていきたいと思えます。

○委員（木野田誠君）

要望が叶えられないのであれば、なおさら行政のほうで徹底していただきたいと思えます。それともう一つ教えていただきたいのは、先ほどから出ているその急傾斜地の対策ですけれども、国庫事業もあるかと思えますがこの県単事業も国土強靱化の一環に入るのかどうか、教えてください。

○建設部土木課長（笛田純一君）

県単事業も国土強靱化の一環に入ります。

○委員（有村隆志君）

事務事業評価の公園管理の2097の城山公園管理事業のこの評価シートを見たときに、指定管理料だと思えますけれども、指定管理料の部分が令和4年が2,258万5,000円。令和5年が1,190万円、少しずつ下がってきているので、指定管理料下げるということは営業日数を減らして、その分支払いを減らしているのか、そこら辺の事情を教えてください。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

城山公園の指定管理料が下がっているのは、城山公園の指定管理者を決定するときの公募というのをいたしますけれども、そのときにシルバー人材センターが上げた計画書の中で、指定管理料はこういうふうに提言する形でもらって運営をしていきますということで計画書のほう出されたものですから、その金額が協定に基づいて払われているということになります。

○委員（有村隆志君）

分かりました。指定管理者のほうで努力されたよということですので、ここのゴーカートは私も孫と乗らさしていただきましたけど、本当に時間ぎりぎりだったんですけど、すぐ対応をうまくしていただいて乗せていただいたんですけども、そのときに、こんな親切にやっていただけるんだなあというふうに感じるどころでございましたけれども、ただ、ここも施設が展示してあるものがだんだん古くなってきているということで、あそこに年代物の飛行機が置いてあって、あれもすごくその当時は近代的だったんだろうなというやつで、これは今後、入れ替えるということでしたのでいいんですけど、そういうことも含めて横川だけが公園ではございませんので、霧島のほうも城山のほうも、きちっとそこら辺も踏まえて、来場者もほとんど減っていない状況の中で市民の憩いの場となっておりますので、桜も有名なところでございます。そこも含めて、しっかり管理していただきたいと思えますが、ここの桜の木は大丈夫ですか。どのように考えてらっしゃいますか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

城山公園に関しましては、実は年々植え替えを進めてきております。先ほど前島委員のほうがおっしゃいました、こちらのほうに関しましては、ジンダイアケボノを積極的に取り入れて植えておりまして、ある程度大きな、少し大きな苗木のほうを植栽しておりますので、将来、やはり寿命が近づいておりますので、近づいているというか寿命が来ているのもありますので、植え替えをどんどん進めていければというふう考えているところでございます。

○委員（有村隆志君）

ここはテレビでも放映したところで、全国的に有名な場所ですので、よろしくお願ひします。それでゴーカートのほうも、ここのやつはもう入れ替わっていると。このゴーカートの車はもう今のところは大丈夫だよと。年々入れ替えていくのか、そこら辺はどういう計画になっていますか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

城山公園のゴーカートにつきましては、一昨年でしたかね、何台か入替えをいたしております。

一応30年を大体目安にやはり更新のほうを図っていきたいと考えておりますので、30年を超過した車体等は入れ替えようということで一応基準として考えているところです。

○委員（松枝正浩君）

それでは流用調書の中身について少しお尋ねをいたします。流用調書5ページ、まず、土木費、道路橋梁費、道路共用維持費の中の工事請負費から委託料に1億295万円流用がなされておりますけれども、この中身について御説明頂けますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

こちらのほうは現在木之房、ちょうど木之房の交差点のとき、木之房橋がありますけど、あそこをJRに委託しております。そのほうに工事委託のほうに流用いたしました。

○委員（松枝正浩君）

それではこの費用は当然幾つかの部署が入っているという認識でよろしいでしょうか。一つの部署ではなくてこの流用の価格というのは、工事費から委託料にしているという1億295万円というのは建設施設管理課だけの流用額ということにとらえてよろしいでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼道路維持第2グループ長（前田裕明君）

この額につきましては建設施設管理課分の支出ということになります。

○委員（松枝正浩君）

それで今工事請負費から委託料に流用がなされているわけですがけれども、逆に委託料から工事請負費に104万3,000円流用がなされておりますけれども。これはどのような内容になれるのでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼道路維持第2グループ長（前田裕明君）

こちらにつきましては、空港隧道トンネルの補修工事を受けまして、令和6年度以降に実施予定であった空港第2トンネルの補修工事を前倒して実施することでの不足額について委託料から工事請負費へ104万3,000円流用したものであります。

○委員（松枝正浩君）

内容分かりました。それでは不用額調書の中身でいきますと49ページのですね、道路橋梁維持費の中の工事請負費、流用をなさっているわけですがけれども、工事請負費の不用額が988万3,400円ということで出てきておりますけれども。流用する中での不用額が出てきていることの何ていうか考え方ですね。どのようにとらえればよろしいのかお示しいただけますか。

○建設施設管理課主幹兼道路維持第2グループ長（前田裕明君）

こちらにつきましては現在、土木課と建設施設管理課のほうで通学路対策事業で生活道路の安全対策を行っているんですけれども、建設施設管理課のほうで姫城地区と姫城2-2号線と岩戸新町線の安全施設を計上しておりました。当初二つで3,100万円計上していたんですけれども、全体の工事等の状況を見まして、建設施設管理課分を約980万ほど減額して執行しております。その分につきましては、逆に土木課のほうでの執行となっているような状況で全体的な事業費の増減はございません。

○委員（松枝正浩君）

一つ確認をしたいのが流用をして、不用額は出ていないということによろしいのでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼道路維持第2グループ長（前田裕明君）

そういうことです。

○委員（池田綱雄君）

西小学校の桜並木についてお尋ねしますが、この桜の木というのは地下水を好む木かあるいは好まない木かまずお尋ねいたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

すいませんちょっと地下水がどの程度で必要なのかということとはちょっと存じ上げません。

○委員（池田綱雄君）

なぜ聴いたかといいますと、西小のこの前の桜並木、昔は道路は舗装がしてありませんでした。恐らく桜の木のためを思ってしなかったんだろうと思いますが、いつの間にか舗装がされております。ということは、雨が降っても排水路に流れて、ほとんど地下水とはなっていないと思います。だから、できれば元どおりに表層を剥いてもらうか。あるいはそれが無理ならば、あちこちに穴をあけてもらって、地下水を地面に地下水を流してもらうかしてもらいたいなあ。でないとなんかかわいそうじゃないかなといつも思っておるんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

ほかの街路内等もそうだと思いますけど、そこにつきましてはどの程度のやはり雨の水分とかそういうのが適切かどうかというのをまた調べましてそこで対応したいと思います。

○委員（池田綱雄君）

大雨が降れば、どっからか下に流れるか知りませんが、通常の雨であればですね、道路に降った雨は側溝にさっと流れて下にはほとんど行かないと思います。だから、やっぱりそう考えるとですね地下水を与えたほうがいいんじゃないかなと思いますので、研究をして検討していただきたいと思います。

○委員（松枝正浩君）

流用調書をもう一つ確認させてください。道路新設改良費の中に補償補填及び賠償金から委託料へ342万8,000円流用がなされております。あわせて道路新設改良費の不用額調書49ページの中で委託料について567万9,005円ということで不用額が発生をしておりますけれども、この流用をされたもので不用額が発生をしております状況があるのかお示ししてもらえますでしょうか。

○土木課主幹兼道路整備第2グループ長（徳重和博君）

補償費から委託料へ流用したものは、口輪野永迫線で補償を予定していた箇所が補償ができなくなり、その箇所を今年度、工事をする箇所の測量設計業務委託で延長を延ばしております。また、不用額ですね567万9,005円ですね。流用したものの不用額ではありません。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、建設政策課、建設施設管理課、土木課への質疑を終わります。次に、建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課への質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

先ほどのがけ地のことも関連なんですけれども、その対象地区になった場所、今6か所まだあるということで、実際進行中も含めてですね、その住民の方に対してのこういう制度がありますよというような案内とかいうのはやっているのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

がけ地近接等危険住宅の案内をそこにしているかということでもいいですか。そこに特別していることはないです。市全体として広報紙でこういう制度がありますので、利用する人はいませんかということとはしますけれども、先ほどあった6か所について個別に広報したということはないです。

○委員（藤田直仁君）

要は先ほど言ったように、その場所を工事に入っても、入ることが決まってからも単年度で終わる事業じゃないってことなんですよね。そういう意味では、先ほども最初から繰り返し言っていますけれども、生命財産を守る上でもそのような仕組みがあるんだよということの告知をするのは、一般の方はほとんど関係ないことなんですよね。どっちからどちらかということ。せめてそういうと

ころが分かっているんだったら、市のほうからも積極的に1回アプローチをかけるのも一つではないかと思うんですがどのようにお考えでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、土木課がやっていることが今回の対象になると思うんですけど、ちょっと建設年度とか人が住んでるとかっていうところはあるんですが、そういうところを、今、お話も頂きましたし、先日の一般質問からも、私どももPRが足りないなというのは考えておりますので、今後いろんな形でPRというか周知をしていきたいと考えています。

○委員長（川窪幸治君）

休憩します。

「休憩 午前11時29分」

---

「再開 午前11時30分」

○委員長（川窪幸治君）

再開します。

○委員（藤田直仁君）

先ほどから繰り返しになって申し訳ないんですけども、さっき言ったように要件的にはそういう該当する人っていうのも限られた人だということが1点と、その年数がかかる事業があるんですけども、どちらが本当に有効的なのかなというやっぱ考えてもらいたい。そういう意味ではそういう仕組みがあるのであれば、そこの案内だけでもまずはするという事は、全然その案内することに対して、軒数も限られているわけですから。ですから、市側としても、まずはその案内をする、あとはもう費用面、先ほど言ったように個人で負担する部分がほとんどなんで大変でしょうということ分かるんですけども、個人的に本当に決めてもらうと、そこに一般質問のときにも別に補助することはできないと言われてたんですけど、ある意味ちょっと考え方を、視点を変えるとそこに一定の予算をつけても、移転してもらうということは大事な、特にほかに全然被害が及ばない少ない軒数のところであればなおさらですね。そちらのほうが早い解決になるんじゃないかなというふうにも考えておりますので、ぜひいろんな検討を重ねていただきたいなというふうに考えて質問終わります。

○建設部長（西元 剛君）

今議員おっしゃった周知に対してはまた今後検討していきたいと思っております。ただ急傾斜地崩壊対策事業の警戒区域、特別警戒区域というのは、この前も新聞に出てましたけど、日本全国で100万か所ぐらいあるということで、霧島市だけでも3,000件ぐらい該当箇所がございますので、危険な箇所というのは自分たちでそういう周知をしてこういう制度等がありますよということはどうですかというお知らせというか、またいろいろと検討、建築住宅課として検討していきたいと思っております。

○委員（松枝正浩君）

建築指導課にお尋ねをいたします。課長の口述の中に空き家対策の普及啓発のための冊子、2種類を作成したとあるんですがどのようなものを作成されたのか御説明いただけますか。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

空き家対策の冊子につきましては、相続を受けた方に対するものということで、ホームページには載せているんですけど青色の霧島市の空き家対策という冊子。それとあと、以前一般質問のほうで要望がありました空き家に特化したエンディングノートということでその2種類を作成しています。

○委員（松枝正浩君）



冊子のページ数といいますかね、どのぐらいのページ数のものなのかまで含めて御説明いただけますか。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

ちょっと、後で持ってきます [30ページに答弁あり]。

○委員（松枝正浩君）

それでは建築住宅課お尋ねをいたします。歳出決算資料の60ページ、まず上段にあるR5霧島市市営住宅指定管理者制度ということで、制度ということで、管理ということで、1億9,783万8,300円ということで契約をされておられますけれども、年間を通しての指定管理者に対する評価ですね。どのように担当課としてはお考えなのかお示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

指定管理者は前回3年しまして、その後更新しまして、5年間の更新をした内の去年が初年度になっています。前回からの引き続きもあるんですけども、指定管理者としてこれだけのたくさんの住宅を抱えているということと、どれも施設が古くなっているんで、傷んできている箇所が多いという中で、正直言いますとあれもしないといけないこれもしないといけないという中であります。そういう中で、限られた予算もありまして、契約額でやっていただいていますので、私としてはおおむね、よくやっていただいているという評価をしています。

○委員（松枝正浩君）

当初の指定管理を入れる中で、全国的な展開をなされて、業者さんが手を挙げられてされているということですけども全国的なノウハウですね、活用されてのものも含めてですね。十分になされているというような評価であるのかお示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

全国的な展開ということでもありまして土日、夜間というのはコールセンターに電話が来て、コールセンターで少ない人数ですけど、確認してそれから、そのコールセンターから、担当者に電話があったり、業者に直接電話があったりというようなところなどは大きな会社であるので、効率的にやっているのかなというのを感じています。それから、それ以外にちょっと前は、前回とか前の指定管理期間のときにはコロナでできなかったんですけども、そのあと、コロナ禍のあとに見守りサービスとか、いろいろ講習会、防犯詐欺の講習会をやったりということを少しずつ広げてきていますので、そういう面ではメリットがあったのかなというふうに感じています。

○委員（松枝正浩君）

それでは、同じく60ページのその他の委託30件で、この契約金額が321万2,995円ということで、就労支援ほかということで書いてありますけれども、契約とか、契約方法、委託の期間全て完了と言われるところについては、かなりの多数の団体との契約ということでここが、マイナスが書いてあるのかどうかお示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

ここはちょっと記載の仕方でありまして、ちょっとまずその他の委託が30件あるということで、全てを書き切れないのでこういうようなまとめて書いたような形になっています。ですので契約の相手方もほかで書いてありますし、契約日もまちまちですし、契約期間もまちまちだというような、住宅跡地の草刈りだったりとか、いうところもあったりしますので、まとめた形がこういう記載の仕方になっているということです。

○委員（松枝正浩君）

代表的なところでもですね一つでも書いていただければ分かるのかなと思って。当然見たときにですね、30と書いてあるので全て書くのは無理なのかなと私も思ったところでもありますけれども、契約をなさっているので代表的なところの一つを書かれて、していただくともた私も資料として見

やすいのかなと思ったところでありました。それでは主要な施策の成果124ページの中に市営住宅維持管理事業がございます。合わせまして、不用額調書53ページ住宅の管理費ということで6の修繕料の不用額が475万5,358円出ておりますが、恐らく様々に老朽化してくる中で、修繕等も多々あるのかなというふうに想定できるわけです。あわせて、指定管理も導入されているので、指定管理者で修繕を行っていただいているものもあると思います。このような額が出てくるということが、今、要望等がたくさんある中でですね全て処理がなされての100%で流用がなされているのか。何らかの理由でこの不用額が出てきたというのものもあるかと思えます。その要因について御説明いただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この修繕料の不用額については、指定管理者が不要になったものが含まれていません。市営住宅の市で持っている予算の中の不用額です。これだけ475万というのが出てきた理由としましては、昨年補正予算を組まさせていただいた経緯がありまして、住宅の空き家修繕、80万以上の空き家修繕については、指定管理者じゃなくて市が行うということで、当初市として空き家修繕に950万を当初予算で組んでいました。ただ、11月の時点で12件消費しておりまして、ちょっと、予算が足りなくなるということで、5年12月議会のときに10件分950万の追加補正をしていただきました。その可決に基づいて今度は執行していったんですけれども、当初10件みていたのがすごく多くなったので20件に増やしたんですけれども、実際終わってみたら17件しかなかったというところで、そういう不用が出てきたということで不用額ということになっています。

○委員（松枝正浩君）

内容はよく分かりました。様々に修繕か所も令和5年度中あったかと思えますけれども、ほかへの対応ですね、修繕ができるのではないかと思うわけですが、その辺の関係性についてはどのように判断をなされたのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほども申し上げましたように、実際経年劣化で傷んでいるところがたくさんありますので、それをもう少しほかに使えればよかったのかなというのはありますけれども、3月に非常にどれぐらいの、年度末入居があるのかというのが先が読めなくて、全て使い切ってしまうというのも非常に不安があったというのも実際話です。入居者がどれだけ増えるかというのが分からない中で、ただ、12月補正を組んでいましたので、なんですけどそういう反省も生かして、今年度もまた補正を組まさせていただいたんですけど、今年度は9月補正で組まさせていただいて、少し先を見て、執行しないようであれば別なものに振替られたのかなというところあります。ちょっと12月だったので3月までの間でなかなか執行することが難しかったというのが現状です。

○委員（松枝正浩君）

了解いたしました。私もいろいろお聞聴きはしたりするんですけれども、住んでる方の安心安全を含めてですね、今後適切な時期でのですね、執行ということでですね、お願いをしたいというふうに思います。それでは主要な施策の125ページの老朽化した市営住宅が年々増加しているということで、老朽住宅除去事業の中で事務事業評価で2112ですけれども、この令和5年度の目標値が25ということで設定がなされておりまして実績が9ということですが、まずこの辺の目標値の設定の考え方とこの実績がどのように至ったのかですねお示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

目標値につきましてはその年度にどれくらい壊せるかなという当初予算も含めまして計画をしておりました。実際5年度になりますと補助金をもらっている関係で内示額が少なかったもんですから、その戸数しか壊せなかったということになってきました。課としてはたくさん壊したいというところがあるんですけど内示が少なかったもんですから、できるだけ補助金があるときにやりたい

というふうには考えております。

○委員（池田綱雄君）

都市計画課にお尋ねいたします。新川北線についてですが、新川北線は最初の頃はものすごく予算がついて順調に進んだんですが最近ではほとんど進まんごだったと。そこで、何か別途事業は入れやならんかというのを私も一般質問しまして、都市計画課のほうでいろいろ検討してもらって、あそこの地域が昔基地周辺整備事業でやった経緯があると。だから今回もそっちでできんかというようなことでちょっと、防衛にお願いし書類が届いたとたんに森山代議士にお願いして何とかならんかというのをお願いしたんですが、あの人はすごい、そのとき言ったら1か月ぐらい後にあの件については防衛できるようにしたからねと。いう連絡がありました。普通の代議士であれば、防衛大臣頼んだでねと、そういうのが普通の答弁だと思いますけど。防衛できるようにしたでということでした。2度目は、今度は400mですよ。7年間で14億円で予算をつけたでねえという答弁を頂きました。そこでお尋ねですが二つの事業がはいっているわけですね。通常の都市計画事業と森山さんがつけてくれた。予算と、今現在、それぞれどのように進んでいるのか、お尋ねをいたします。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

今お尋ねありましたけども、都市計画事業のほうにつきましては、一応隼人側の西側の部分につきまして進めてきていたところですけども。一応今年度完了しております。防衛事業につきましては昨年度より着手しております、決算にも示しておりますけど実施設計を行ったところです。本年度においては、補償調査を進めております、来年度より用地買収に入りたいというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

一応400m区間の都市計画事業でやったときの補助率、今度大臣が予算をつけてくれた14億、どれぐらいの差異があるのか、都市計画事業でやったらどっこだよと、今度は14億をつけてもらいましたけど、そこはどうなんですか。

○都市計画課主幹兼都市整備グループ長（深迫康幸君）

都市計画事業で行った場合の補助率は55%。防衛事業で行う場合は70%になります。

○委員（池田綱雄君）

額で言えばだれだけですか。

○都市計画課主幹兼都市整備グループ長（深迫康幸君）

防衛事業14億5,000万円で実施する場合に、防衛事業を行った場合は約2億2,000万円。2億2,000万円有効となります。

○委員（木野田誠君）

住宅新築資金等貸付け事業についてお伺いしますが、口述書を見ますと徴収が事業の内容というようなイメージを受けるんですけども、ところが施策の成果のところを見ますと昭和50年度から平成6年度まで実施したというふうにあります。この貸付は60年、平成6年まで続いて現在もあるのかどうか、それじゃないのであれば最終年度はいつになるのかということと、それともう1個は徴収の対象になっている件数は何件なのかお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

平成6年で事業の貸付けが終わっております。現在も貸付けしていないですよ。平成6年で終わっています。現在償還というか返していただいているのみの事業になっております。対象者としては、住宅を新築する、改修する、土地を取得するとか、いろいろありまして、一応人数としては、現在のところ残っている人が43人、人数としてはですね。件数としましては72件というような形になります。

○委員（前島広紀君）

先ほどの松枝委員の質問に関連してなんですけれども、市営住宅維持管理事業においてお尋ねしたいんですが。決算資料の60ページによりますと、先ほどもお話がありましたように、市営住宅141団地を指定管理者での維持管理委託ということで1億9,783万8,300円ということなんですけれども、このことに関しまして、まず先ほど全国的な業者ということで土日でも、コールセンターで連絡がとれるとか、それとか見守りサービス、防犯講習とかそういうことも挙げられましたけれども、そういうことで1億9,000万ということにはならないと思いますので、この主な維持管理、市営住宅の保守点検や修繕を行っていますでありますけれども、この1億9,000万もあるような主な大きな、どっか三つぐらいでも結構なんですけれども大きな、保守点検、修繕っていうのはどういうことをやっておられるのかお尋ねします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今、指定管理に出しているのは、各団地のそれぞれの修繕を依頼しています。転居して退去した後に次の人が入るまでの間に壁を全てクロスを剥がしてきれいにしたり、塗り替えをしたりというものも行っておりますし、入居している間でもドアが開かないとか、あそこをこうしてほしいというようなものも入っております。また一方では入退去の時のハウスクリーニング、そういうクリーニングも入っておりますし、ハトの駆除とかあと公園等の中高木、高い木についての剪定とか、そういうものも全て含まれています。エレベーターの管理業務もやっておりますし、受水槽、高架水槽の清掃、年に1回の清掃、それから、受水槽、ポンプとかそういうのが壊れたときの修繕、仮に動かしたりとかっていうのも含めて、全て市営住宅に住んでいるところの修繕関係を全て行っている退居検査も行っているというような状況です。

○委員（前島広紀君）

なぜこの質問をしたかっていいますと、今説明がありました中で、入居者が退去された後のハウスクリーニングとか、あと次の人が入るための準備ということをもしているということなんですけれども、この前もちょっと話を聞いたのはそれに2か月かかると。申込みをしてから2か月かかるってということで、その2か月どこでどうするのかっていう話なんですよね。入りたいわけなんですけれども、空いていることは空いているわけですよ。重久団地に入りたいということでして、恐らく3分の2は空いてるんじゃないかなという話ですよ。そういう状況の中で、1億9,000万も払って、次の人が入るまでに2か月かかると。それとかね、今話がありましたけれども、ハトの駆除、これもすごく困ってる人が多いわけですよ、ハトの駆除も。それとか、公園の草刈り、樹木の剪定、これも結構要望があります。近くの市営住宅もそうですよ。草ぼうぼうですよ。これを1億9,000万も払って見逃しているということを今日言いたかったわけなんですけれども、2か月もかかるということは今までも、指定管理する前はそうではなかったというふうに思っております。その辺りに関しまして、まず限定して質問しますけれども、次の人が入るまでに2か月もかかることに関して、対策をとるつもりがあるのかなのか。どういうふうに考えておられるか。お伺いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

入居までに2か月かかるという、最大2か月かかるという表現をさせていただいております。できるだけ早くやりたい、早く入居をさせてあげたいというのは我々も思っているところです。室内の、あらかじめ、入居をするだろうということで修繕を先にする方法もあるんですけれども、先に修繕をしてしまって、クロスがまた焼けたとか、そういうことがならないように入居が決まってから修繕をするということになっておりますので。昔は大分合併前の話でありますとクロスが破けていたらその部分だけを補修していた。色が悪いときは壁の中でもその部分だけを補修していたりしてたんですけれども、やはり経年劣化でかなり経ってますので、入居するときにきれいな形で入居していただきたいということでクロスを全て張り替える。天井も塗りかえたりしていますし、特に最近では床がもう床板がべこべこになってますんで、そこも張り替えたり、縛りをしたりということ

で、やはりそういう面では時間がかかっていくというのが現状であります。前はすぐ入れていたところもあるんですけども、前は公簿方式というか、抽せん方式でこことこことこの10件に入居をさせますよということで抽せんをしていましたので、そのときには、あらかじめ2か月ぐらいかけてそこをきれいにしてお募を掛けていたわけです。ただそうすると、なかなか、公簿が年4回か5回だったんですけども、その期間の間は入れないということで、随時募集にしたほうが入るんじゃないかと。希望するところには入れるんじゃないかということで、このような方式に変えていますので、そういうような形になってきているというのが実際の実情であります。少しでも早く入居させたいという希望は我々もありますので、可能な限り業者をお願いして早くやっていただきたいというのがあります。

○委員（前島広紀君）

やはりどうしてもですねその2か月ってというのは納得できない部分でありますし、1億9,000万も払ってるわけであるから、やはりその辺りは、全国的な業者であればそれなりの、そういうクリーニング業者とか、リフォーム業者ですか、そういうところなどもやはりをちゃんと押さえていただいて、今現在、そういう人たちが少ないということも理解はしておりますけれども、やはりその辺りはもう少し考え直すべきではないかなというふうに思いますし、それともう一つこの1億9,000万というのは5年間毎年1億9,000万ということなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

毎年、1億9,000万の支払いが5年間生じてくるということになります。この中には修繕料ということで1億近い金額があったり、こちらからこれ程度のお金がかかるんじゃないかという、まず先ほど言いました水槽の業務委託とかエレベーターの業務委託、修繕料、そういうのを全て、それぐらいかかるということを見越して公募を差上げてますので、こういくなってくるかと考えています。それから全国規模の企業ではあるんですけども、地元の企業をできるだけ使ってくださいという、議会からの要望もありましたし、我々の要望もありますので、今そういうところで地元の企業、専門的なところ除きましてほぼ地元の企業を使っているということも状況であります。

○委員（前島広紀君）

もちろん地元の企業を使っていたきたいというのは同感ですし、その件も含めて最後にそのハトの苦情、公園の草の除草作業、その辺りはやはり点検して要求をしていただきたいと。現状は本当草が多いところがたくさんあります。その辺りを点検していただきたいと。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

ハトの駆除につきましては、そういう要望を自治会から受けてたりしてやっていますのでまたそういうこととお話を頂ければ、これからも駆除していきたいと考えております。草につきましては基本的に自治会で刈っていただくと、中高木、中程度から高い木については指定管理者、もしくは市でやると。あと草刈りも危ない崖の上の草刈りだったりというのは市でやったり、指定管理者でやっていますけれども、基本的に団地内の平たいところの部分の草刈り等は、皆さんと同じで各自治会でいろいろ地域の草取り、用水路掃除をやっていただいているのと同じように入居者にも草刈り等はやっていただくというのが基本的なところです。

○委員（前島広紀君）

草刈りは指定管理には入っていないんですか。先ほどそういう草刈りも入っていると。言われたように思うんですけど。公園って団地の公園ですか。草刈りは入っていないんですか指定管理には。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほどから中高木の選定はやっているという話はしてありますが、草刈りは基本的には入っていないところです。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

先ほど松枝委員からありました質問に対してお答えいたします。冊子のページ数はこちらが空き家対策の冊子です。あと、こちらが、エンディングノートになります。どちらもそれぞれ17ページになっています。

○委員長（川窪幸治君）

ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 0時00分」

---

「再 開 午後 1時00分」

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

区画整理課にお尋ねをいたします。先ほどから他の部署でも申し上げておる件ですけれども、まず流用調書の6ページですね、土地区画整理費の中の工事請負費310万5,000円の費用を委託料に持っていております。それを踏まえまして不用額調書51ページ、委託料が481万500円ということで、不用額が出ておりますけれども、この関係性について御説明をですね、流用したものが不用額として出てきているのかどうか確認をしたいと思います。

○区画整理課長（岩元龍己君）

まず流用調書の中の310万5,000円でございますが、これは繰越し明許費の予算でございます、内容につきましては、浜之市地区の国道10号実施協議資料作成業務委託、工事契約計画書の資料作成による不足分でございます。これにつきましては、当初より国のほうの協議をしながらやっておりますが、国からのこの実施設計に伴う追加の内容というのは結構中身の多いものがございまして、そこに不足が生じたものでございます。この不用額調書の委託料の481万500円につきましては5年度予算の不用額でございます、ここの主な費用につきましては、これも浜之市地区の国道を横断する水路整備を4年度繰越しで実施しておりました。これにつきましては建物調査事後調査というものが、最終的にはこれはもう必要ないということで、不用で落としております。これにつきましては、建物工事の影響に伴って、工事等がですね、掘削等が近接した場合には、建物に影響の可能性のあるものについてまず事前調査をいたします。それで、工事をやりまして、その後に建物に影響が出た、これについてはこちらから必ずやる業務ではございませんで、住宅の所有者の方々、これ立会いのもと等で調査しますが、その後影響があったと明らかに影響があったものに対して事後調査を入れます。そこが必要なかったというもので不用が出ております。

○委員（野村和人君）

建築住宅課の住宅使用料収納事務についてお尋ねいたします。決算書類の27ページのほうでは、収入未済額について御記入いただいております。1億3,000万ほどですがこちらの内訳については、監査意見書のほうの13ページのほうに年度数を含めて決裁を頂いております。改めて徴収についていろいろ御苦労されていることだとは思いますが、結果的に不納欠損額を8万円ほど上げられておりますが、こちらについて致し方なかったのだらうと思っておりますが御説明をいただきたいと思っております。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

不納欠損の8万4,000円につきましては、滞納があった方の自己破産ということになりましたので、自己破産の手続をとられたということで、不納欠損という手続をとらざるを得なかったということです。

○委員（野村和人君）

今年度のやつで見ると3万7,200円と4万3,200円。二つに分かれていると思いますが、両方ともそのような形だったということよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

同じ人が自己破産していますので、その二つがそのまま8万円になっていると同じような状況です。

○委員（野村和人君）

改めてこの資料見ると、昭和61年から平成28年の間だけでも1億を超える、収入未済額があると。本当になかなかこれから難しいのかなというふうには感じるどころですけども、こちらについて見込みを持ってらっしゃるのか、徴収していけることに御返答いただきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅使用料につきましては、5年度は99.6%ということで、現年度については現年のうちにしっかりととるということを目指して100%ではありませんけれどもそれに近い数字を出せているのかなと思います。過年度につきまして1億3,000万円程度の滞納があるんですけども、これについてはなかなか回収が5年度までできていなかったということで。今後は我々も人をどれだけかけられるかというのもありまして、現年度に尽力しているものですから、過年度につきましては6年度は弁護士事務所に債権の一部を委託しておりますので、それで半年半ぐらいたってんですけど、我々が予想していたペースより早いペースで収納ができていますのかなと考えておりますので、今後この6年度のこの成果を生かして7年度以降もやっていきたいというふうには思っております。そうすることで過年度を減らしていきたいと考えています。

○委員（野村和人君）

新たな工夫を踏まえて、徴収に取り組んでいただいていることに感謝しますが、これからも引き続きお願いしたいと思います。先ほど現年度のお話もあつたんですけども確かに令和5年度は240万ほど、令和4年度の分が65万ほど、ちょっと月的なもので240万になっているというふうに思っているのか、1月遅れたところでなつたとか、そういったことなのかな。たまたまなのかなというふうに思うんですが、そこについての御説明いただけませんか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今年度100%じゃなかったの、99.6%だったのでその分の残りがこれだけになったということで結果ということなんですけど。すいません、月は関係なくて、調定に対する収納ができたので残り240万というのはやはりまだとれていないという現年度額ということです。

○委員（野村和人君）

令和4年度が65万ぐらいだったので、ちょっと4年度と比べると今まで残っているという意味合いから、あと二、三か月ずれの中に徴収できていく物がたまたま残ってしまったということでの、決算の時期によるものなのかなというふうにも思ったところでお話をさせていただいたところです。ここについてですね最初の口述の中では特段触れられてなかったんですよやっぱり不能欠損額というのは債権放棄ということになってしまうことですからやっぱり説明の中に今後に入れていただけるようお願いしたいなというふうに思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

まず、今後、口述書の中にもこういうところは入れていきたいと思います。令和4年度の63万というのは、令和4年度の過年度分が残ったのが130万程度ありまして、その徴収し切れなかったのが65万ということですので、この令和4年度の現年度分ということではないので、この令和4年度と5年度比較するのはちょっとできないという考えなんですけれども。

○委員（松枝正浩君）

今に関連いたしまして住宅の使用料ということで、事務事業の評価の中にも出てきております。2114の中にですね出てきております。先ほど課長が申された今年度、令和6年度ですね、5年度を踏まえて弁護士をお願いをするという状況の中で、この目標の設定値も少し上昇していることも確

認ができるわけでありまして、非常に他の部署も含めてこの債権の回収というのは非常に困難をきたしている中でですね、令和5年度に決断をなされて措置されたということはこれは高く評価をするものであります。その中でですね、確かにこの99.6というのは限りなく高い数値をもって、今現年の徴収をしていくという市全体の方針もある中でですね、この99.6というものについてはこれもあわせて評価をしていくところでありましてけれども、残りの245万7,700円というのがどのような状況で回収ができなかったのか。その状況について御説明いただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

回収ができなかった理由としては様々でありまして、我々とすれば現年度を3か月滞納をしていれば連絡したり、各手当がありまして子どもの児童手当とか、そういう手当があったときには、福祉事務所のほうに行って現金払いをしてもらって、ちょっとそこでお話をして徴収したりというところもありますので、取れなかった原因が全てどうというのはちょっと分からないところで、分析し切れないと。ただ我々としては、可能な限りやった結果ですし、もっと向上しないといけないとは思っていますけど、何が原因かというのは少しちょっと分析ができてないところです。

○委員（松枝正浩君）

分かりました分析の状況は了解をいたしました。それでは次に126ページの住宅新築資金等貸付け事業ですね。こちらのほうにつきまして先ほどの住宅の使用料の収納事務については事務事業が設定がされておりまして、どのような流れで徴収を行っていくという目標は定められているわけがありますけれども、このものについては当然この住宅の使用料の現年に力を入れているという先ほどのお話もございました。あわせて、過年度の事業でありますので、これをとっていくというなかなか難しいところではあると思うんですけれども。設定がなされていたらなんですが、今、徴収率が0.2%ということとなっております。令和5年度目標の設定数が幾らでなされていたのかもし設定がなされていたら、その数値をお示しお示しいただけますでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

普通の地住宅使用料についてはある程度現年度がありまして、これぐらい取りたい。毎年99.6%5%取りたいというのはあるんですが、住宅新築資金については、なかなか過年度について回収が難しい状況でありまして、この中で目標を定めているというところはないです。幾ら取りたいと。ただ少しでも取りたいという目標はあります。4年度は一括で1,000万程度納められた方もいらっしゃるしまして、その方がどういう経緯でそういう金額が入ってきたか分からないんですけれども。やはり今の段階としては少しでも徴収していきたいというのが目標でございます。

○委員（松枝正浩君）

確かに担当部署としては、確かに徴収をしていただきたいという思いも十分に感じながら、今のこの成果が出ているところではあります。これが駄目だということでは決してございませんので、こうされながらこの催告についても臨戸の徴収の回数についても電話についても実績としては上がってきておりますので、行う中で徴収がなされたというところは評価をするところでありましてけれども。しかし事業を進める上で目標を持ってするということは必要なことであると思います。先ほどありましたように、令和5年度の6年度の予算を計上していくという作業は令和5年度中に行うこととなりますけれども、令和5年度の中で先ほどありましたようにこの住宅の使用料の徴収事務ですね。これと同じような第三者にお願いをして徴収を行っていくというような議論は、この新築資金の部分についてはどのような議論がなされているのか、お示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

債権についてなかなか回収できない部分について住宅使用料の過年度分を今着手したところです。こちらの住宅新築資金についても、その方法も検討していないわけではないんですけれども、社会的背景とかそういうのもあって、まずは、住宅使用料の過年度分からやりましょうということで、



6年度チャレンジしております。これをまた7年度でもやりたいなと思っていますので、その過程で今後なかなか社会的背景が大きいので、そこまで踏み切れるかというのもあるんですけども、選択肢の一つとすれば一番手に挙がってくる方法なのかなと思います。まだ今現在住宅新築資金を弁護士に依頼するという方針は立てていないところです。

○委員（松枝正浩君）

分かりました。一つずつ進めていくというところは理解をいたします。しかしながら、それが遅ければ遅れるほど積み上がっていくとか先延ばしになってしまうということも現状としてあるわけなので、貸したものについて返していただくというものがですね、一つの方法で。この市民の公平公正性の負担の原則というのもありますので、その視点を持ちながらですね、この業務についてもぜひですね、検討を行っていただきたい。そして徴収をしていくというようなことをですねお願いをしたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

私のほうも関連なんですけれども、今の徴収率が5年度は0.2%、その前が4年度が5%で、もうちょっと見ると3年度は1.35ですかね。年によっていろいろばらつきがあるように見えるんですけども、この辺り今年極端に0.2%に落ち込んだっていうのは何か要因はあったんでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅新築資金については、年々実際徴収率が落ちているというようなイメージを持っております。ただ昨年はそういう中で一括の収入があって返していただいた人がいると。原因というのがなかなか、比較的高齢者が多かったり年齢的にも高齢者が、50代以上の方々になっているということ。それから、病気の方とか生活保護受給者とかもいらっしゃいます。一方では、返済意思の欠如、当初からなんですけども、返済意思の欠如の方々もいらっしゃいますので、そういう方々が増えてきているというような感じではあります。ただ、先ほどから言いましたようにそういうわけにもいきませんので、我々も徴収をきちっとして、返済意識をきちっと持ってもらって徴収していきたいと考えています。

○委員（藤田直仁君）

もう本当に過年度分ってのは特にですね、何のところもそうでしょうけれども、作業的には大変な作業だなというのはよく分かっております。あわせて例えばここでいくと、督促状とか電話とか実際訪問されてとかいろいろ会う努力もされているし、そこも全然例年どおりやってらっしゃるといのは重々承知の上です。今後もですね引き続き粘り強く口述にも書いてありますけど、本当に粘り強くやっていただいて、徴収率を少しでも上げていただくようによろしく願いいたします。

○委員（野村和人君）

建築指導課のほうにお尋ねしたいと思います。建築確認審査・検査事務事業について、成果によると確認申請が109件と工作物で7件の116件。完了検査も116件ということなんですが、これは同じ物件がそのまま完了検査だったのか、たまたまこの数字が一緒だったということでしょうか確認します。

○建築指導課長（山田拓也君）

建物が作る申請をしてから完了するまでは、少なくとも大体4か月とか、住宅でも4か月とかかかりますので、たまたま一緒というわけでは、同じ建物というわけではなくてたまたま数字が一緒ということになります。

○委員（野村和人君）

それではこの完了検査に、確認申請出されていたものが、ほぼほぼ完了検査になっていっているとは思いますが、漏れている部分も数点あるということによろしかったです。

○建築指導課長（山田拓也君）

最近の様子を見てみると完了検査というのはほぼ出していただいている状況になっています。

○委員（野村和人君）

引き続きお願いしたいと思います。もう1点空家等対策事業について、今回ジチタイアド協定締結ということでちょっと新たに出てきているんですけど無償譲渡のサービスということですがこの事業について概要を教えてください。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

アキソルというサービスなんですけれども、こちらにつきましては、不動産屋がなかなか仲介がしづらいわけあり物件、例えば接道がとれてないとか、あとちょっと崖をからってて再建築が難しい、そういう物件に対して所有者の方がもうただでもいいからやりたい、そういう方たちのやつを自分たちでDIYとかリノベーションしたりとかするような人たちが、ただでくれるならもらおうかっていうやつを、アキソルのホームページに載せています。これはもう全国で、ちょっと数覚えてないんですけども何十自治体とも協定を結んでまして、そのホームページに載せて、そこで興味を示した方に連絡がとれるっていう仲介ではないんですけどもジチタイアドのほうが入って、その土地の譲渡をするというサービスになります。

○委員（野村和人君）

空き家ではありますが、資産として有効に少しずつでも使っていただくための手法ということで理解いたしました。大切なことかなというふうにも思います。霧島市ではほかに地域政策ですかね、空き家バンクの事業等もあるようですけども、改めてこの建築指導課とそちらの空き家バンクとの連携というものが何かしらあるものなのか御説明いただきたい。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

地域政策課との連携につきましては、例えばなんですけれども、空き家バンクの申込をされたんですけども、ちょっともう逆に状態が悪くて空き家バンクには載せられない。そういうふうになった場合には、今度は解体補助金のほうの、こういう制度がありますっていう話をして建築指導課のほうで、現地調査をするっていう場合があります。それと反対に解体補助金の相談に来ただけど、いや全然これ使えますよっていう話をして、そういうやつについてはもう、空き家バンク制度があるので載せたらどうですかっていうのを案内するようにしています。

○副委員長（久木田大和君）

同じく、まず、空き家等対策事業の老朽化のほう、相談件数としては事務事業評価シートの中で令和5年度の実績年100件相談があって、そのうちの先ほど口述書の中では解体工事について17件の申請があったということで、補助金を支出しているということなんですけど、相談があって対応が実際とられたものが17件になるのではないかなという。あと、一部補修・除却で13件ということなんですけど、これ以外のところの対応についてはどのような対応を市のほうで令和5年度中に行ったのかお示しをいただければと思います。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

全ての数についてのちょっと把握はし切れてないんですけども、もう補助金がもらえなくても、もう自分で壊しますっていうこと言われている方もかなりいらっしゃいます。やはり、申請をしたりするので、その手続、かれこれ、あと撤去補助につきまして市内業者じゃないと駄目ですよっていう縛りをかけているものですから、市外業者の方に頼まれるという方は使えませんというふうにおのずとなるので、その辺りになっていくのかなというふうに考えてます。そのほかにも、それであれば次の年度とかに改めて申込みをされるという方もいらっしゃいますけれども、やはり老朽危険空き家なので、補助の対象になるっていうことはもうかなり危ないっていうリスクがありますので、その辺りは十分に所有者の方に説明した上で待てるんだったら待つてくださることについては特に建築指導課は問題ないですよという話はしています。

○副委員長（久木田大和君）

自分たちのところにも相談、あそこに危ないところがあるのでどうかしてくれないかという話で相談をしに行くこともあってお世話なることもあるんですけども、その場合は所有者が相談しに来るんじゃないくて、周りの方が相談しに来るので実際その民地の対応としてはなかなか、自分たちは難しいですし、行政のほうでもすぐ壊しましょうという形にはならないというのが現状だと思うんですけども。その対応をですね所有者の方と連絡を密にとりながら、本当に危ないのであれば、やっぱり通学路等にある場合も往々にしてあったりとかですね、あと木造だったら解体できるけど鉄骨だったら解体できないとか、鉄骨名波できるんですか。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

一応解体補助金に関しましては国の基準に倣って点数をつけて、対象になるかならないかという判断をさせていただきますので、その中には当然鉄筋コンクリートだったり鉄骨造だったりの評点の方法もありますので、基本的には使えるということです。ただ今まで余り数的には全部把握していないんですけども、鉄骨のやつとかRCのやつは余り活用されてない。実際ちょっと金額も、おのずと大きくなるので、上限が30万円なので、もうそこまでなくてももう自分で壊すっていう方もいらっしやいます。

○副委員長（久木田大和君）

相談される中でもやっぱり、そのところを、何ていうか、所有者もなかなか解体、予算が30万なので、3分の1ぐらいだったと思うんですけど、ただ3分の2は自分たちで出さないといけないので、お金がないので壊せませんというような話もあったりとかってところで難しいところもあるのかもしれないですけど。このところの事業は活用できる部分でもあるので、周知のほうもですねまた、もっと上手にして危険空き家等の解消に努めていただければと思います。

○委員（塩井川公子君）

午前中に私が丸岡公園のことについてお話ししました。延伸事業について少し補足説明させてください。地域の方からゴーカートの延伸を望んでいない方がおられたとのお話をいたしました。その中で、ゴーカート延伸について全面否定しているのではありません。現在工事を進めていただいている中で、地元の方々とも一緒に丸岡公園をさらに盛り上げていただく思いでお話しいたしましたことを御理解いただけたらと思います。補足させてください。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時31分」

「再 開 午後 1時36分」

△ 議案第86号 令和5年度霧島市水道事業会計決算認定について

△ 議案第87号 令和5年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第86号令和5年度霧島市水道事業会計決算認定について、及び、議案第87号令和5年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（三島由起博君）

議案第 86 号令和 5 年度霧島市水道事業会計決算認定について説明します。事業概況については、配水管等の新設及び増径・老朽管等の布設替工事として、市道宮の杜線ほか 27 件、延長 5,205m の工事を実施し、管路の更新及び耐震化を進めました。また、設備更新工事については、川路原配水区施設間無線テレメーター設置工事、牧園町寺原第 2 水源地取水ポンプ取替工事等を行い、安定した給水能力の維持に努めました。業務実績については、年度末給水人口は 119,821 人、年度末給水件数は 62,022 件で、給水人口は減少し、給水件数は増加しています。年間総配水量は 19,772,573 m<sup>3</sup>であり、前年度と比較して 2,407,094 m<sup>3</sup>増加しました。なお、年間総有収水量は 16,143,398 m<sup>3</sup>、有収率は 81.65%で、前年度と比較し 5.21 ポイント低下しました。次に、経営成績につきましては、税抜きの総収益が 24 億 367 万 7,251 円、総費用が 16 億 6,237 万 2,016 円、差引き 7 億 4,130 万 5,235 円の純利益となっています。以上が概要であります。今後も企業会計の原則である独立採算制の堅持と公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、水道施設の維持管理及び必要な整備を行ってまいります。詳細につきましては、後ほど上下水道総務課長が説明します。次に、議案第 87 号、令和 5 年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について説明します。本議案は、令和 5 年度に生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。令和 5 年度霧島市水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分については、当年度末未処分利益剰余金 13 億 4,870 万 5,491 円のうち 1,400 万円を減債積立金、7 億 7,382 万 3,189 円を建設改良積立金として処分し、補填財源として使用した 4 億 6,080 万 3,189 円を資本金に組み入れ、残額 1 億 7 万 9,113 円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。説明は以上であります。よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第 86 号令和 5 年度霧島市水道事業会計決算認定について説明します。霧島市水道事業会計決算書の 1 ページをお開きください。1、2 ページは、決算報告書の収益的収入及び支出で、1 事業年度の企業の経営活動に伴って発生する収入と支出です。収入は、給水サービスの対価である給水収益等、支出は、給水サービス提供に必要な人件費、修繕費、動力費等の費用です。各款の決算額は、収入の第 1 款、水道事業収益が 21 億 6,542 万 859 円、第 2 款、簡易水道事業収益が 4 億 5,910 万 7,467 円、支出の第 1 款、水道事業費用が 13 億 538 万 5,475 円、第 2 款、簡易水道事業費用が、4 億 7,097 万 2,517 円です。3、4 ページは、資本的収入及び支出で、給水サービスの提供を維持するための施設整備等に係る収入及び支出です。各款の決算額は、収入の第 1 款、水道事業資本的収入が 300 万円、支出の第 1 款、水道事業資本的支出が 8 億 7,969 万 2,646 円、第 2 款、簡易水道事業資本的支出が 4 億 2,629 万 1,648 円です。なお、欄外下段に記載したとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、13 億 298 万 4,294 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しました。5、6 ページは、損益計算書で、1 年間の企業の経営成績を明らかにするために、期間中に得た収益と、これに対応する費用を記載したものです。1. 営業収益が 22 億 3,152 万 6,714 円、2. 営業費用が 16 億 2,513 万 2,452 円であり、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は 6 億 639 万 4,262 円です。次に、3. 営業外収益が 1 億 7,181 万 397 円、4. 営業外費用が 1,972 万 6,033 円であり、営業利益に営業外収益と営業外費用を加減した経常利益は 7 億 5,847 万 8,626 円です。6 ページの 5. 特別利益が 34 万 140 円、6. 特別損失が 1,751 万 3,531 円であり、経常利益に特別利益と特別損失を加減した当年度純利益は 7 億 4,130 万 5,235 円です。この当年度純利益に、前年度繰越利益剰余金 1 億 4,659 万 7,067 円、当年度補填財源として使用したその他の未処分利益剰余金変動額 4 億 6,080 万 3,189 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 13 億 4,870 万 5,491 円です。7、8 ページの上の表は、剰余金計算書で、剰余金とその年度中に、どのように変動したかを表すものであり、資本剰余金と利益剰余金の二つに区分されます。資本剰余金は、資本取引から生じる剰余で、企業外部から繰り入れたものです。利益剰余金は、損益計算上の利益額により得られるもので

す。上段には、前年度末残高、中段には、議会の議決による未処分利益剰余金処分後の残額を記載しています。下段は、当年度変動額及び年度末残高であり、減債積立金等の取崩し等の変動後の資本金と剰余金の資本合計は218億4,681万7,419円です。また、下の表は今回議案第87号で提案した剰余金処分計算書の案です。9、10ページは、貸借対照表で、企業の財政状態を明らかにするため、年度末において保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示したものであり、左側の「資産」は、資金運用形態を、右側の「負債・資本」は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものです。9ページは、資産の部です。1. 固定資産合計は200億7,762万753円で、資産の種類ごとの当年度の変動等は36～39ページのとおりです。次に、2. 流動資産合計は45億6,388万8,660円で、主な内訳は、(1)現金預金が39億8,909万9,706円、(2)未収金が2億1,880万3,581円であり、未収金の内訳は、26ページの未収金明細書のとおりです。なお、固定資産と流動資産を合算した資産合計は246億4,150万9,413円です。10ページは、負債の部です。3. 固定負債合計が6億8,449万3,126円、4. 流動負債合計が4億3,763万6,320円、5. 繰延収益合計が16億7,256万2,548円であり、固定負債、流動負債、繰延収益を合算した負債の合計は27億9,469万1,994円です。次に、資本の部です。6. 資本金が174億7,175万6,618円、7. 剰余金合計が43億7,506万801円であり、資本金と剰余金を合算した資本合計が218億4,681万7,419円、負債・資本合計は246億4,150万9,413円です。11、12ページは、注記表で、重要な会計方針に係る事項に関することや貸借対照表等に関して注記したものであり、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続きを開示し明瞭にするものです。令和5年度は、12ページ、その他の注記の(2)に記したように、令和4年度決算まで3月～2月であった有収水量等の集計・調定期間を、令和6年度決算から4月～3月とするための移行措置として、有収水量等の集計・調定期間を令和5年3月～令和6年3月の13か月としました。続きまして、決算附属書類について説明します。13ページをお開きください。1 事業報告書です。(1)総括事項については、先ほどの部長説明と重複しますので省略します。(2)経営指標に関する事項のうち、損益情報に関する指標は、経常収支比率及び料金回収率が、健全経営の水準とされる100%を上回っており、良好な経営状態を維持しています。資産情報に関する指標は、有形固定資産減価償却率、管路経年化率とも上昇し、施設の老朽化に管路等の更新が追いついていない状況であり、令和6年度中に策定する「霧島市新水道ビジョン－経営戦略－」に基づき、計画的かつ効果的、効率的な更新投資が必要です。14ページの(3)は、8件の議決事項と1件の報告事項を記したものです。15ページの(4)は、職員の配置状況等で、令和6年3月31日現在の職員数は24人です。16～19ページは、建設改良工事の概要で、税込み工事費の合計額は、16ページ水道事業が27件、2億7,747万9,761円、17ページ簡易水道事業が17件、9,043万5,149円です。18ページは、令和4年度からの繰越工事で、水道事業が9件、1億3,640万6,330円、簡易水道事業が8件、2億1,234万660円です。19ページ上段、中段は令和6年度への繰越工事で、水道事業が6件、6億1,752万6,514円、簡易水道事業が6件、1億9,751万1,224円です。継続費は、令和3年度から令和6年度までのものであり、台明寺配水区の基幹管路シールド工事1件、4億6,638万8,500円です。20ページは、業務量で、表5行目の年度末給水件数が6万2,022件、年間配水量が1,977万2,573 m<sup>3</sup>、年間有収水量が1,614万3,398 m<sup>3</sup>で、有収水量を配水量で割った有収率は、81.65%であり、前年度と比較して5.21ポイント減少しました。供給単価は、133円39銭で、前年度と比較して58銭増加、給水原価は、96円45銭で、前年度と比較して15円42銭減少しました。21ページは、水道事業・簡易水道事業別の業務量内訳、22ページは、事業収入及び事業費用に関する事項を掲載していますので、お目通しください。23、24ページは、主要契約の要旨で、契約額300万円以上のものを掲載しています。水道事業が25件、簡易水道事業が17件です。25ページは、企業債の概況で、前年度末の残高が9億2,457万4,448円、当年度償還高が1億3,856万1,707円であり、当年度末残高は7億8,601万2,741円です。なお、40～43ページに

は、企業債明細書を掲載しています。26 ページ上の表は、未収金明細書で、未収金の合計は、2 億 1,880 万 3,581 円です。27 ページ下の表は、他会計補助金等の使途で、一般会計からの繰入金等の内訳です。28 ページは、キャッシュフロー計算書で、一会計期間における資金の増減を表すものです。業務活動で 10 億 9,433 万 5,900 円増加、投資活動で 9 億 7,382 万 3,577 円減少、財務活動で 1 億 3,856 万 1,707 円減少し、資金が 1,804 万 9,384 円減少しました。資金期首残高 40 億 714 万 9,090 円に増減額を加減した資金期末残高は 39 億 8,909 万 9,706 円です。29～35 ページは、収益費用明細書、36～39 ページは、固定資産明細書、40～43 ページは、企業債明細書です。お目通しください。44 ページは、消費税等計算書で、消費税及び地方消費税の額は、下から 6 行目 6,272 万 1,100 円です。令和 5 年度霧島市水道事業会計決算認定についての説明は以上です。なお、議案第 87 号、令和 5 年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての説明は、先ほど部長が行いましたので省略します。説明は以上です。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（久木田大和君）

口述書の真ん中あたりでもありましたけれども、部長口述で。有収率が 81.65% で 5.21% の低下ということですが、この要因といますか、原因といますか、あればお示しをいただければと思います。

○水道工務課長（養田 健君）

有収量は微増しておりますが、配水量が増加しております。その配水量の増加といたしましては、やはり管等の老朽化等により漏水等が著しくなったこと、また配水量の流量計につきまして、アナログからデジタルに変わったことによって、若干差異が出てきたことが、この有収率の低下になってきております。それとこの有収率のほうの低下では、簡易水道事業のほうはかなり有収率が低下してるところであります。原因といたしましては、配管につきまして山農地そういうところを通ってる配管もたくさんありまして、その辺で漏水があったとしても、通常の道路と違いまして、発見が遅くなったりとかすることが要因の一つであります。それと簡易水道につきましては、有収量も少ないことから積極的な整備ができてないような状況でありますので、その追いつかない状況の中で管等の老朽化が進んだことが、この有収率の量の数字の減になったと考えております。

○副委員長（久木田大和君）

漏水等も含めてやはり管の老朽化というところも大きいのかなと。アナログからデジタルに変わった部分というところで、どれぐらいこう落ちたのかっていうところはあると思うんですけども 5% も落ちる、令和 4 年から令和 5 年に掛けて 5% 落ちるということは、単年度で結構大きなことかなあと思うので。そこのところで対応が何らかの対応をとりながらこの数字になったのか、あればお示しいただければと思います。

○水道工務課長（養田 健君）

漏水につきましては、職員のほうでも漏水調査を行っております。またそのほかにも専門の漏水調査の業者を入れて漏水調査を行っているところであります。先ほども述べましたとおり、山林の中、道路と違うところのやはり漏水調査となれば非常に難しいところがありますので、なかなかその辺で漏水箇所を限定するのは難しいところがあります。ただ昨年、今年について、そういう場所を、場所というのが、例えば管末等で直接水路に落としてたところなんかで、職員のほうで現場を見つけてその辺の漏水対応とか、そういうのをやっておりますので、若干また令和 6 年度については改善するのかなとは思ってるところであります。ただその改善策としましてはやはり漏水箇所を見つけていって対応していくのがもう一番の有収率を向上させることだと思いますので、その辺については今後また集中的に対応していきたいと思っております。

○委員（有村隆志君）

参考ですけども、どこかのまちで衛星を使って漏れているところを探すという記事をちょっとテレビで拝見しましたんでそういうのは検討されてますか。

○水道工務課長（養田 健君）

今委員が言われた衛星等の漏水調査等も私どものほうも把握してるところです。今後そのようなものについては、調査検討していきながらその辺も含めて漏水等を考えていきたいと思えます。

○委員（松枝正浩君）

決算書の決算附属書になります14ページの経営指標の推移というところで、この上段のほうに幾つか指標が書いてあります。管路の更新率ということで令和元年度から令和5年度までの数値があるわけですけども、年々、更新率が下がってきているような状況ですけども、上水道の課としてどのようにこの令和5年度の更新率をですね、分析をなさっているのかお示しいただけますか。

○水道工務課長（養田 健君）

年々更新率が下がっている要因といたしましては、資材の単価、それと労働賃金の単価等が上がってきておりますので、当初計画した延長がちょっとできなかったことが更新率の低下につながっていると思えます。

○委員（松枝正浩君）

それでは、令和5年度の決算を現金の流れである、キャッシュフローから見たときにどのように分析をなさっているのかお示しをいただけますか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

決算書28ページ、水道事業キャッシュフロー計算書からの分析になりますが、まず当年度純利益というものが、部課長からも説明のありましたとおり今年度決算上13か月分の水道収益を認識するに至ったことから、過去5年間を比較しても最も高位の純利益額とはなっております。しかし、その純利益のうちの13分の1程度に相当する額は3月31日に調定を行いましたいわゆる調定してすぐに決算をむかえた全額未収金となるものになりますので、その分現金の増としては13か月の効果は一切及んでいないこと。及び国分台明寺排水区関連事業費等の高額な工事費用の支出ですとか、前払いですとかそういったことが現金の減少としては、非常に大きく働きまして、2番の投資活動によるキャッシュフローが大きく支出が出ていることから、当年度の資金増加額または減少額というのは、昨年度はプラスの値でございましたが今年度1,804万9,384円のマイナス計上ということになり、1年間かけて現金の残高がマイナスになったというのは私が調べる限り5年間[〇〇ページに訂正あり]で初めてのことでなっておりますと分析しております。

○委員（松枝正浩君）

すごくよく分析をなさっているなというところで聴いておりました。一つの指標としてのものでありますので、この現金を見たときにどういう流れなのかっていうのがこの表を見れば分かるわけでございます。また、この点についてもまた今後ですね検証をしていただきながらですね、業務のほうを推進を行っていただきたいというふうに思っております。それから、事前に少し申し上げておりました水道事業の16ページから19ページまでの各事業があるわけでありましてけれども、事業ごとで結構なんですけど、随意契約の号数ごとに何件ずつ工事が結ばれているのかということをお示しをいただけますでしょうか。

○水道工務課長（養田 健君）

随意契約は合計で15件であり、地方公営企業法施行令第21条の13の適用号数ごとの内訳は、予定価格が130万円以下のものに適用する1号が7件、性質または目的が競争入札に適しないものに適用する2号が6件、緊急の必要によるものに適用する5号が2件です。

○委員（野村和人君）

決算附属の23ページにあるこの項目なのかなと思ってるんですけども、漏水対応に管工事組合の方々が待機をされたりとかして対応していただいていると思いますが、それについて、どのような契約とかどういうようなお支払い基準なりをとって設定されているのか御説明いただけませんか。

○水道工務課長（養田 健君）

待機料につきましてはその計算根拠という形で説明させていただきます。夜間を在宅とみなし、平日は朝1時間と夕方2時間の合計3時間、土日祭日は昼間の12時間を待機するものとして、平日分が年間で243日、土日祝日分が123日になり、それぞれ時間数を掛けますと6,597時間になります。これに本県の最低賃金の853円を掛けた額を参考として1人分206万円を待機料ということで支払いをしておるところであります。待機人数につきましては、各地区の量水器の個数から算出して、国分地区が3名、隼人地区が2名、その他の地区が1名を待機人員として、国分地区が618万円、隼人地区が412万円、ほかの5地区につきましては206万円をお支払いしてるところであります。

○委員（野村和人君）

待機をしておいて実際漏水等が出た場合、作業等をしていただくことがあると思うんですけども、そちらについては別途計算をされていて、大まかどういう考え方で歳出されているのかお願いいたします。

○水道工務課長（養田 健君）

待機料につきましては、こちらのほうから土日、平日分ですけど、その業者のほうに連絡いたしまして、その業者のほう現場のほうに行きまして、安全対策のカラコンまでとかそういう設置については、待機業者のほうで行っていただくようにしております。それからかかる費用につきましては、別途修繕料等でお支払いをしているところあります。

○委員（野村和人君）

夜間だったり土日だったりと本当に大変な中で対応していただいているというふうに思っているんですが、こちらについて今後省力化とかする方法とかそういったものについて模索されていることがあったら御紹介頂きたいと思います。

○水道工務課長（養田 健君）

今現在は各地区ごとにそういう水道の漏水の対応をしていただく水道組合をつくっていただいております。国分隼人につきましては、それ相当の人数の方はいらっしゃるんですけど、やはり上場地区とか、山間部の地区につきましては業者数も少ないような状況であります。あと管工事組合という組合もありますので、その辺と協議しながら一体として、漏水の対応をしていただけないかということ今年去年ですね、管工事組合の方ともいろいろちょっと話合いの場を設けたところあります。ただ、まだ方向性とかそういうのまではちょっと決まっていないのが今の現状であります。

○委員（野村和人君）

本当に御苦労なさっていて大変だなと思うんですけども、待機は確かにしなきゃいけないところもあると思うんですが。作業自体を本当に夜間じゃないといけないことなのか、日中にできることだったりとか、そういったこともあるのかなあと、ケースバイケースによってですね。そういうこともあるかなというふうに思います。そういうのの精査とかですね、そういった省力とかか実際に日中に作業したほうが安全にもできるでしょうし、そういったことの工夫も今後続けながら、管工事組合の方々と連携をお願いしたいと思います。

○委員（木野田誠君）

言われたそういう漏水につきましても、土日夜間、そういうのは極力避けるような形で。ただしやはり安全確保のために早急にしないといけない分については、土日夜間でも対応していただかな



いといけないのかなと思っていますところ。極力そういう土日夜間については、その翌日とかそういうような対応ができるような形で進めていきたいとは思っているところでもあります。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第86号及び議案第87号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 2時11分」

「再 開 午後 2時12分」

△ 議案第88号 令和5年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について

△ 議案第89号 令和5年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第88号令和5年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について及び議案第89号令和5年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（三島由起博君）

議案第88号令和5年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、説明します。令和5年度は、14社23事業所に給水し、産業基盤の確立に必要な安定的かつ低廉な価格の給水を確保するため、施設の保守・管理に努めてまいりました。契約水量は1日291m<sup>3</sup>で、年間使用水量である有収水量は68,206m<sup>3</sup>であり、前年度と比較して7,136m<sup>3</sup>増加しました。また、工業用水道事業につきましては、責任水量制を採用しており、料金算定に用いる期間有収水量は、129,155m<sup>3</sup>で前年度と比較して13,450m<sup>3</sup>増加しました。経営成績状況は、総収益2,811万4,070円、総費用2,376万872円で、差引き435万3,198円の純利益となっています。厳しい状況下ではありますが、今後も経費節減に努め、健全な企業経営を推進してまいります。詳細につきましては、後ほど上下水道総務課長が説明します。続きまして、議案第89号、令和5年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について説明します。本議案は、令和5年度に生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。令和5年度霧島市工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分については、当年度末未処分利益剰余金898万5,608円のうち、250万円を建設改良積立金として処分し、残額648万5,608円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。説明は以上であります。よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第88号、令和5年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について説明します。霧島市工業用水道事業会計決算書の1ページをお開きください。1、2ページは、決算報告書の収益的収入及び支出です。各款の決算額は、収入の第1款、工業用水道事業収益が2,833万9,641円、支出の第1款、工業用水道事業費用が2,398万6,443円です。3、4ページは、資本的収入及び支出です。収入はなく、支出の第1款、資本的支出の決算額が7万180円です。なお、欄外下段に記載したとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、7万180円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。5ページは、損益計算書です。1.営業収益が620万8,067円、2.営業費用が2,376万872円であり、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は1,755万2,805円です。次に、3.営

業外収益が2,190万6,003円、4. 営業外費用が0円で、営業損失に営業外収益を加えた経常利益は435万3,198円です。このほかに特別損益はなく、この金額が令和5年度の純利益であり、純利益に、前年度の繰越利益剰余金463万2,410円を加えた当年度未処分利益剰余金は898万5,608円です。6、7ページの上の表は、剰余金計算書です。上段には、前年度末残高、中段には、議会の議決による未処分利益剰余金処分後の残額を記載しています。下段は、当年度変動額及び年度末残高であり、資本金と剰余金の資本合計は9,602万778円です。また、下の表は今回議案第89号で提案した剰余金処分計算書の案です。8ページは、貸借対照表の資産の部です。1. 固定資産合計は2億7,677万8,031円で、資産の種類ごとの当年度の増減等は17、18ページのとおりです。次に、2. 流動資産合計は6,132万3,231円で、固定資産と流動資産を合算した資産合計は3億3,810万1,262円です。9ページは、負債の部です。3. 固定負債合計が2,369万2,590円、4. 流動負債合計が114万9,299円、5. 繰延収益合計が2億1,723万8,595円であり、固定負債、流動負債、繰延収益を合算した負債の合計は2億4,208万484円です。次に、資本の部です。6. 資本金が2,529万170円、7. 剰余金合計が7,073万608円であり、資本金と剰余金を合算した資本合計が9,602万778円、負債資本合計は、3億3,810万1,262円です。10ページは、注記表です。続きまして、決算付属書類について、説明します。11ページをお開きください。1 事業報告書です。(1)総括事項については、先ほどの部長説明と重複しますので省略します。(2)経営指標に関する事項は、経営収支比率、料金回収率などを記載しています。12ページは、業務量です。年度末の給水箇所が23ヶ所、年間配水量が7万1,190㎥、年間有収水量が6万8,206㎥で有収率は95.81%です。供給単価は48.00円で、前年度と比較して1.7円減少しました。給水原価は40.66円で、前年度と比較して12.89円減少しました。13ページは、事業収入、事業費に関する事項、未収金の内訳を記載しています。14ページ下段は、他会計補助金の使途で、一般会計からの補助金を営業費用に充てました。15ページは、キャッシュフロー計算書です。業務活動で620万5,567円増加、投資活動で7万180円減少し、資金が613万5,387円増加しました。資金期首残高5,470万7,639円に増減額を加減した資金期末残高は6,084万3,026円です。16ページは、収益費用明細書、17、18ページは、固定資産明細書です。お目通しください。19ページは消費税等計算書です。本市工業用水道事業は、令和5年10月のインボイス制度開始に伴い課税事業者となりました。当年度の消費税計算には2割特例を適用しており、消費税及び地方消費税の額は、下から6行目5万2,900円です。令和5年度霧島市工業用水道事業会計認定についての説明は以上です。なお、議案第89号、令和5年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての説明は、先ほど部長が行いましたので省略します。説明は以上です。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第88号及び議案第89号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時23分」

「再 開 午後 2時24分」

△ 議案第90号 令和5年度霧島市下水道事業会計決算認定について

△ 議案第91号 令和5年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第90号令和5年度霧島市下水道事業会計決算認定について及び議案第91号令和5年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（三島由起博君）

それでは議案第90号、令和5年度霧島市下水道事業会計決算認定について、説明します。事業概況については、国分地区汚水管渠工事のほか2件の工事を実施し、面積2.11ha、延長480.9mが整備され、事業計画区域内の整備率は92.0%となりましたが、供用開始区域人口は前年度と比較して213人減少しました。業務量については、年度末水洗化人口は36,965人で、前年度と比較して12人減少、水洗化率は86.5%で、前年度と比較して0.4ポイント増加しました。年間処理水量は5,876,718m<sup>3</sup>で、前年度に比べて3,160m<sup>3</sup>の減少、年間総有収水量は4,863,375m<sup>3</sup>で、前年度に比べて389,315m<sup>3</sup>増加しました。次に、経営成績については、総収益13億5,553万6,358円、総費用11億4,144万5,045円、差引き2億1,409万1,313円の純利益となっています。以上が概要であります。今後も公共の福祉の増進を図るため、経営の安定・合理化に努めるとともに、下水道施設の維持管理及び必要な整備・更新を行ってまいります。詳細につきましては、後ほど上下水道総務課長が説明します。次に、議案第91号、令和5年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について説明します。本議案は、令和5年度に生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。令和5年度霧島市下水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分については、当年度末未処分利益剰余金3億2,774万4,801円のうち、6,613万円を建設改良積立金として処分し、補填財源として使用した1億6,154万1,262円を資本金に組み入れ、残額1億7万3,539円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものです。説明は以上であります。よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第90号、令和5年度霧島市下水道事業会計決算認定について説明します。霧島市下水道事業会計決算書の1ページをお開きください。1、2ページは、決算報告書の収益的収入及び支出です。各款の決算額は、収入の第1款、下水道事業収益が14億1,512万5,232円、支出の第1款、下水道事業費用が12億720万1,977円です。3、4ページは、資本的収入及び支出です。各款の決算額は、第1款、資本的収入が6億248万8,949円、支出の第1款、資本的支出が9億4,780万7,401円です。なお、欄外下段に記載したとおり、繰越工事資金を除いた資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億5,089万3,652円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しました。5ページは、損益計算書です。1.営業収益が6億4,005万5,881円、2.営業費用が10億1,330万8,957円であり、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は、3億7,325万3,076円です。次に3.営業外収益が6億6,210万5,804円、営業外費用が7,037万9,615円であり、営業損失に営業外収益と営業外費用を加減した経常利益は、2億1,847万3,113円です。次に、5.特別利益が5,337万4,673円、6.特別損失が5,775万6,473円であり、経常利益特別利益と特別損失を加減した当年度純利益は、2億1,409万1,313円です。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金9,472万3,488円、その他の未処分利益剰余金変動額1,893万円を加えた当年度未処分利益剰余金は3億2,774万4,801円です。6、7ページ上の表は、剰余金計算書です。上段には、前年度末残高、中段には、議会の議決による未処分利益剰余金処分後の残額を記載しています。下段は、当年度変動額及び年度末残高であり、資本金と剰余金の資本合計は29億7,313万5,791円です。また、下の表は今回議案第91号で提案した剰余金処分計算書の案です。8ページは、貸借対照表の資産の部です。1.固定資

産合計は、177億7,533万5,872円で、資産の種類ごとの当年度の増減等は28～31ページのとおりです。次に、2.流動資産合計は6億8,438万8,042円で、主な内訳は(1)現金預金が4億4,792万2,685円、(2)未収金が6,792万663円であり、未収金の内訳は、21ページの未収金明細書のとおりです。なお、固定資産と流動資産を合算した資産合計は184億5,972万3,914円です。9ページは、負債の部です。3.固定負債合計が46億6,505万4,673円、4.流動負債合計が7億9,722万2,111円、5.繰延収益が100億2,431万1,339円であり、固定負債、流動負債、繰延収益を合算した負債合計は154億8,658万8,123円です。次に、資本の部です。6.資本金が20億5,388万7,020円、7.剰余金合計が9億1,924万8,771円であり、資本金と剰余金を合算した資本合計が29億7,313万5,791円で、負債・資本合計は184億5,972万3,914円です。10、11ページは、注記表です。会計処理の基準等のほか、国分準人処理区の「公共下水道事業」と高千穂処理区の「特定環境保全公共下水道事業」のセグメントごとに、営業収益等の諸数値を開示しています。続きまして、決算付属書類について説明します。12ページをお開きください。1事業報告書です。総括事項については、先ほどの部長説明と重複しますので省略します。(2)経営指標に関する事項について、経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回っています。経費回収率は、85.58%で、使用料で回収すべき経費を使用料で賄っていません。管渠老朽化率は、0.00%ですが、管渠を含む下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき長寿命化を図るとともに将来の更新需要に備えます。13ページの(3)は、7件の議決事項と2件の報告事項を記したものです。(4)は、職員の配置状況等で、令和6年3月31日現在の職員数は11人です。14～16ページは、工事概要で、税込み工事費の合計額が、32件、8,672万1,272円、令和4年度からの繰越工事が5件、6,556万円です。また、令和6年度への繰越工事が4件、2億695万1,908円、事故繰越工事が3件、2億625万5,000円です。17ページは、業務量です。年度末現在の諸数値で、全体計画面積に対する面整備率は、67.6%、事業計画面積に対する面整備率は、92.0%で、0.2ポイント増加、供用開始区域人口は42,720人、水洗化人口は36,965人、水洗化率が86.5%で0.4ポイント増加しました。年間処理水量は587万6,718<sup>m</sup>、有収水量は486万3,375<sup>m</sup>です。また、1<sup>m</sup>当たりの使用料単価は、121.5円、汚水処理原価は、141.9円です。18ページは、処理区ごとの内訳です。19～22ページは、会計に関する事項です。19ページ主要契約の要旨は、契約額300万円以上のものであり25件です。20ページは、企業債の概況で、前年度末の残高が54億6,884万3,084円、当年度借入高が2億650万円、当年度償還高が5億2,952万5,459円であり、当年度末残高は51億4,581万7,625円です。なお、32～39ページには、企業債明細書を掲載しています。21ページ下の表は、未収金明細書で、未収金の合計は6,792万663円です。22ページ他会計補助金等の使途で、一般会計からの繰入金等の内訳です。23ページは、キャッシュフロー計算書です。業務活動で1,357万9,600円増加、投資活動で4,042万8,482円増加、財務活動で5,557万953円減少し、資金が156万2,871円減少しました。資金期首残高4億4,948万5,556円に増減額を加減した資金期末残高は、4億4,792万2,685円です。24～27ページは、収益費用明細書、28～31ページは、固定資産明細書、32～39ページは、企業債明細書です。お目通しください。40ページは、消費税等計算書で、当年度に納付すべき消費税及び地方消費税は、下から6行目、3,874万8,800円です。令和5年度霧島市下水道事業会計決算認定についての説明は以上です。なお、議案第91号、令和5年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての説明は、先ほど部長が行いましたので省略します。説明は以上です。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松枝正浩君）

下水道事業におきましては報奨金制度があるかと思えますけれども、令和5年度の報奨金制度の状況を御説明いただけますか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

令和5年度に新たに付加した件数が204件、9,518万5,510円のうち61.76%に当たる126件が前納報奨全額を前納しその納付額は94.12%に当たる8,959万2,560円です。

○委員（松枝正浩君）

すいません金額を少しゆっくりと読んででいただいでよろしいでしょうか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

まず、賦課した件数が204件で9,518万5,510円。そのうち61.76%に当たる126件が全期前納です。その納付額が94.12%に当たる、8,959万2,560円です。

○委員（松枝正浩君）

上水道でもお聴きをしましたけれども、キャッシュフローから見る下水道の令和5年度の決算の状況というのはどのように担当部署として見られているのかお示してください。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

下水道につきましてキャッシュフローからの分析でございます。一つ目の業務活動によるキャッシュフローにつきましては、水道事業とは異なりまして、13か月分の使用料を計上したことに連動して、一般会計からの補助金というのが縮減されておりますので、当年度純利益につきましては、前年度比3,000万円程度の上昇でございました。また、投資活動によるキャッシュフローにつきましては、それぞれの施設整備等による収支の結果4,000万円のプラス。また財務活動によるキャッシュフローにつきましては、企業債の償還を上回らない借入れに縮減をしておりますので5,500万円のキャッシュの減少になり、資金増加額としましては、マイナス幅を最小限にとどめ、期間内の増減がマイナス156万円にとどめております。結果資金の期首残高からの変動につきましては、期末残高で4億4,700万円余りの現金を確保してほぼ例年の活動に準じた1年であったと分析しております。

○委員（松枝正浩君）

それでは水道と同じように下水のほうにもお尋ねをしておりました。14ページから16ページにおける工事におきまして随意契約の号数に基づく件数をお示しいただきたいと思っておりますけれども。お願いいたします。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

14ページになりますけれども、まず随契でない分が下から3番目R5交付金国分地区ストックマネジメントマンホールぶた取り替え工事。これ以外は随意契約です。次の15ページの上から3番目、これは随意契約の分ですけれども、R5隼人地区取付け管設置工事の1工区から2、3、4、5、6工区までと高千穂地区取付け管設置工事の2工区、この7件が随意契約。で下の表の2番目R4国分隼人地区クリーンセンター地下燃料移送ポンプ及び配管更新工事。以上の27件になります。全体27件ですけれども随契の適号の号等につきましては、全てが予定価格130万以下の1号になります。

○委員（有村隆志君）

違ったらごめんなさい。下水道の料金や水道料金を値上げしたとはこの5年に反映していますかね。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

下水道使用料の改定につきましては、令和5年4月分から改定をしております。実際料金の範囲は2か月後の6月分からとなっておりますので、増額の影響は今年度決算におきましては、10か月分。さらに繰り返しになりますが今年度については13か月分を計上しておりますので、改定後の料金、使用料としましては13か月のうち11か月分が計上されているところです。

○委員（有村隆志君）

どれぐらいそれが経営のこの決算の中で数字に何%ぐらい反映してきていますかね。利益になっ

てきたかというところ。大体は感覚でもいいですよ。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

調定額ベースで12か月分で比較をした場合に1億3,100万円程度の増加で増減率で言いますと前年度比28.1%の増加となりました。

○委員（有村隆志君）

下水道事業というのは都市の機能には欠かせないもので、一旦やり始めたらちょっと続けて負担していく部分が多いのかなと。その中で今回上げたんですけど。一応これは1回上げましたけども、今後また国の方針としてはまた少し調整すべきなのかなというふうな気がしてますけど、ここら辺の計画というのは今後どれぐらいを考えていらっしゃるのか。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

平成30年度に策定をして令和3年度に改訂をしました現行の経営戦略におきましては、当初令和4年度と令和9年度と使用料の改定を予定しておりました。令和4年度の改定につきましては、コロナ等で5年4月まで1年間先送りとし、現行の計画では5年から4年後の令和9年度に1㎡当たり国が示す150円までの改定を行いたいということで計画をしております。

○委員（松枝正浩君）

総合治水の事業を下水道の方でも担っていただいていると思いますけれども。令和5年度における事業費ベースで構わないんですが、進捗率がどのぐらいになっているのかというのが分かればお示しいただけますか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

本年の9月末の状況でよろしいですか。日当山地区の姫城2号排水機場が57.6%、隼人町東郷の日当山地区調整池が9.9%。それと姫城地区の排水路が15%です。

○委員（前島広紀君）

先ほどの有村委員の質問に関連してなんですけれども。決算書の17ページのところなんですけど、令和5年度の使用料単価が121.5円。汚水処理量が141.9円ということにここには書いてあるんですけども、先ほどの話の中では令和9年に150円まで引上げたいという計画っていうふうに聞いたわけなんですけれども、この中で見ると令和4年度は処理原価が158.2円ということになっているわけなんですけれども。これは処理水量とまた有収水量、その辺りの関係でも変わってくる数字かなというふうにも思うんですけども。今後こういうふうに下水処理料を引上げていかなければいけない状況にあるのでしょうか。今後の見込みをどういうふうに考えておられますか。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

今委員がおっしゃいましたとおり、汚水処理原価が今年度決算141.9円となっております。ただ、これは先ほど13か月の有収水量、あるいは調定額を積算をした数値によるもので、12か月換算をいたしますと153.4円で依然として150円を上回っております。またこの153.4円につきましては、将来施設を更新するために確保しておかなければいけない余剰金といいますかそのもうけの部分というのを全く盛り込まない原価となっておりますので、一旦150までの改定を行った後支出削減などに努めて安定的な経営をしていかなければならないというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

部長口述の11ページ上のほうに2.11ヘクター、延長は480.9mが整備されたと。でも供用開始区域人口は前年度と比較して213人減少したと先ほど言われましたけど、ここをもうちょっと詳しく説明をお願いします。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

工事をしまして区域自体は広がってはいるんですけども、人口を集計したところが今人口も減っている状況がありましてですね。総体の人口自体は減っている状況です。現在国分隼人地区と高千

穂地区をやってますけども、どちらも人口が減ってる状況です。

○委員（野村和人君）

附属書の32ページから39ページまで企業債について明細を御提示いただいています。中身を見ると平成7年から6年のやつを介しとって7年から4.65パーの利率があったりするわけですけど。こちらの利息が27ページによると企業債利息6,768万3,000円。また183万4,000円っていうこの数字になるのかなあとと思いますが、そういったことでよろしかったか確認させてください。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

委員がおっしゃいましたとおり、32ページ以降の企業債明細書に掲載してあります借入れの支払い利息が27ページの下段にありますように、営業外費用の支払い利息について、公共下水道事業分汚水分と2の雨水事業分とそれぞれ別途掲載しているところです。

○委員（野村和人君）

民間の感覚で言うのですね。利率がまだこの平成7年の頃の4.6%のやつ。最近でいえばもう0.何%の状態だと思うんですけども、相手さんによるというわけですけども。結局ひとまとめにしてこれから利率が上がるであろうというタイミングですので、借換えとかそういったものが考えられないのかなというふうに、民間的な発想なんですけども先方の財政融資資金とか地方公共団体金融機関機構。こういったところがそういった話になってくるかどうかというところになってくるんですけども。そんな模索はされたことがないかお尋ねします。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

過去に平成21年または21年度に借換え債を借換えいたしました。その後比較的利率が減少傾向にあったことで、ここ数年、具体の検討には至っておりませんが、指摘のあるとおり過去の利率の高いもの、借換えであったりまたは、今年度の本会議において、資本費平準化債の活用などの提案もいただきましたので、今年度改定を予定しております経営戦略の収支計画の見直しに当たっては、そういったことも幅広く検討してまいりたいと思います。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

さきの議案第86号及び87号の審査におきまして、松枝委員からの御質問に私が答弁した内容について1点修正をさせていただきます。キャッシュフロー計算において過去5年間で初めてのマイナスと申し上げましたが、令和3年度にもマイナス395万2,000円を計上しておりますので、過去5年間で最もマイナスの大きい年であったとさせていただきます。おわびして訂正いたします。

○委員長（川窪幸治君）

他にありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第90号及び議案第91号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 2時58分」

「再 開 午後 3時15分」

【議案処理】

#### △ 議案第80号 令和5年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより決算関係議案14件の議案処理を行います。議案順番

号順に行います。まず、議案第80号令和5年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

それでは自由討議をさせていただきます。歳入における視点で強制徴収公債権では収納課を中心に現年における高い収納率を上げるとともに、過年度においても庁内における研修などから徐々に収納率の向上が見受けられたこともあり高く評価するものであります。子育て支援課における不納欠損もありましたが、自力執行権を持つため今回決算において適正な処理がなされたことは評価をするものであります。一方、非強制徴収公債権債権について学校給食費については会計課となり他市の徴収率と比較しても高い収納率を確保したことは評価をするものであります。他の部署において債権の認識も高まりつつありますが、教育総務課や建築住宅課において専門の弁護士事務所等への委託を検討したことは評価をするものであります。徴収に向けた体制として、安定的な徴収体制の構築と職員の業務の軽減化等からも専門性の高い弁護士事務所への委託業務を積極的に推進していただきたいということをまず申し上げます。適正な債権管理を行う上で、監査委員の意見書にもあるように、債権を持っているという意識を組織内に浸透させる上でもさらなる研修の実施に努めることが望ましいと考えます。不納欠損や徴収未済額の処理は、市民負担の公平性や行政への信頼確保の視点から徴収取組をしっかりと行うことが前提であることも申し添えたいというふうに思っております。あと自主財源は令和4年度決算39.5%、令和5年度決算で41.9%ということで1.4%の増となっておりますが、この主な要因としては財政調整基金繰入金や学校給食費の会計課などの増加ということになっておりまして本市が総務省へ提出している財政力指数の分析では、地方交付税、国庫支出金等を初めとする依存財源の比重が高く依然として類似団体平均を下回る状況である。引き続き市税等の徴収強化や未利用財産の処分、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用した歳入の確保、公共施設におけるネーミングライツによる収入確保等を通じて、自主財源の確保に努めるというふうに提出をされておりますけれども、決算概要では自主財源の比率を高める必要があるということや、地域の実態に沿った自主的な施策を実施していくためには、できるだけ多くの一般財源等を確保することが望ましいとあるため自主財源の確保の庁内全体への意識浸透や、財政課を中心にその取組強化の検討、進行管理の徹底を図るように求めるものであります。次に、歳出においては、地方自治法第2条第14項の規定である地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の公共の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとありますが、このことをしっかりと認識した業務遂行に当たるべきであるというふうに考えます。実質収支比率9.3%は監査委員意見書の中でも3から5%が望ましいとありますが、ここ数年高い数値にあると考えます。一つの要因としては、歳出での過大な見積りから多額の不用額の状況もあることから、必要な事業においては流用などの工夫も行い、事業の執行から市民の公共の福祉の増進を図るべきであると考えます。財政調整基金につきましては、令和5年度決算概要におきまして積立てが25億1,152万4,000円。それによる積立て額が82億3,759万9,000円ということで5年度の当初予算では386万4,000円。そしてまた霧島市財政健全化計画第4次では積立てを7億5,000万としておりまして、余りにもかけ離れた金額であり積み過ぎではないかというふうに考えております。計画性がないというものもありますしかなりの数値の乖離があるのではないかと感じております。課長口述でも本市を取り巻くあらゆる課題の解決や市民福祉の向上に努めなければなりませんとありますが、令和5年度この視点から積立て額は適正であるということは考えにくいのではないかと思います。維持補修費が令和4年度より減少、道路事故による専決処分の議会報告も増えている状況でありまして、また道路の補修費用も減少傾向にあります。市民生活に直結する項目には財政調整基金を積み立てるのではなく、補正予算などで追加費用としての措置を考えていくべきではないかと思っております。改めまして随意契約では、保守業務1号2、号浄化槽維持管理費122号、機械業務



1号7号、シルバー委託50万以下におきまして1号3号など部署によって考え方が違うといったこともありますので、市として統一した考え方として随意契約のガイドラインですね、そういったものなどの策定も必要でないかというふうに考えております。それから、資料によっては成果の記載がないというものもございました。この点については監査と財政等のほうに今後の記載について求めたわけでありまして、事務の効率化からもですね解消していくような形で検討をいただきたいというふうに思っております。また、内容によっては記載の例が示されていないと、各課担当による資料の作成がなされているということも確認をしております。書類から見ると、議会側から、見る側についても非常に見にくい部分もあったように感じますのでこの点についても統一した考え方を持つべきではないかというふうに思います。これらを踏まえ、霧島市は対象ではないんですが、内部統制を行っている県とか一定の指定都市の考え方で行きますと、内部統制という制度を行っておりますけれども、霧島市は努力義務であります、このことも含めながらですね努力義務でありますけれども、このことも含めながら市内における事務の統一的な考え方に向けて動いていっていただきたいというふうに思います。執行の際の価格の適正化、事務事業評価、目標数値の達成努力と目標値の適切な数値設置など考えていくべきこともあるのではないかと思います。そしてまた改めまして市民への説明責任を果たす視点からもこれらを十分に考えていただくことを申し述べて討議いたします。

○委員（有村隆志君）

今回の議案80号令和5年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についてであります、松浦委員からもいろいろ御指摘ありましたことは確かにありましたが、令和5年度はコロナウイルスが5月に5類となり市民活動も活発化してくる中で税収それから支出もおおむね理解できる範囲内にあったというふうに理解しております。今後市税の確保、収入の確保と支出の厳正な支出を求めて今回の80号は妥当なものだというふうに考えます。

○委員（野村和人君）

今回の一般会計決算認定について審議をさせていただいた中で気付いた感じたことを少し入れさせていただきますと思います。まずは秘書広報課のほうに、広報きりしまなどに続く発信の内容については本当に素晴らしいものだというふうに感じております。ただですね自治会加入率が低い中その内容をどう伝えるのか、どこまで皆さんに伝えるのか、そういった面についてまだまだ工夫が足りないのではないかなというふうに思います。いいものをつくっても届けなければもったいないものだとつくづく感じますので改めてしっかり模索していただきたいこと。また保険年金課のほうに1日人間ドックの受診助成事業がございました。令和5年度は12月で予算に達していたということでございました。それを受けて令和6年度においても5月に締め切っている、締め切っている状態でした。結果改善されているというよりも、公表して1か月で予算到達というものはちょっと、告知しているもの実質上知る人ぞ知るというような状態にもなっていくんじゃないかなと。現実的に公平性が保たれていないとも考えているところでございます。助成額を低くしてでも、希望している多くの方々へ届けることが税金の使い道ではないかなというふうに思っているところでございます。もう1点消防局のほうで火災報知機の件がございましたけれども、消防法で義務づけられている火災報知機でございます。10年以上たった現在で公共施設自体、公営住宅も含めてですね、そこについてチェックが行き届いてないというような結果が判明いたしました。これは設置者義務があつて、実際そのところで火災なり、また被害者が出てきた場合はですね、現実的に損害賠償や業務上過失致死とそういったものまでつながる可能性のあるものだというふうに認識できます。しっかりとチェックをしていただきながらまた執行部側のほうも、早急に無いように改善をしていかなければならないものだというふうに思っております。以上で討議とします。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第80号について認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第80号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第81号 令和5年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第81号令和5年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第81号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第81号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第82号 令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第82号令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります採決します。議案第82号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第82号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第83号 令和5年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第83号令和5年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります採決します。議案第83号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第83号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第84号 令和5年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第84号令和5年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第84号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第84号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第85号 令和5年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第85号令和5年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第85号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第85号について、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第86号 令和5年度霧島市水道事業会計決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第86号令和5年度霧島市水道事業会計決算認定についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第86号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第86号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第87号 令和5年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第87号令和5年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります採決します。議案第87号について、議案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第87号については、議案、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第88号 令和5年度霧島市工業用水道事業決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第88号、令和5年度霧島市工業用水道事業会計、決算認定についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第88号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第88号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第89号 令和5年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第89号令和5年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第89号について、議案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第89号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第90号 令和5年度霧島市下水道事業会計決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第90号令和5年度霧島市下水道事業会計決算認定についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第90号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第90号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第91号 令和5年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第91号令和5年度霧島市下水道事業会計剰余金の処分についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第91号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第91号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第92号 令和5年度霧島市病院事業会計欠損金の処理について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第92号令和5年度霧島市病院事業会計欠損金の処理についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第92号について原案のとおり可決するべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第92号については、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第93号 令和5年度霧島市病院事業会計決算認定について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第93号令和5年度霧島市病院事業会計決算認定についての委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

霧島市病院事業会計について、近年赤字が続いている状況があります。新病院開業に向けての準備が進められていることもあり、霧島市立医師会医療センター経営強化プランも改定の予定であります。計画的な経営をはじめ、複雑な会計である病院事業会計を専門的な立場からマネジメントいただき、地域医療の確立や不採算性の事業を含め医療コンサルティングを採用していくことを求め討議といたします。

○委員（野村和人君）

同じく赤字の理由について概要説明の中で物価高騰や新病院開院に向けてスタッフ確保により、前年度に引き続き赤字決算という理由づけをされました。その中の新病院スタッフの確保によりということを内容を確認めたところ、実質上例年内容であるというふうなことを後ほど説明を頂きました。赤字の理由について手元に持ち合わせていなく、また分析が甘いと言わざるを得ないというふうにも感じます。しっかりと分析し資料の準備をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第93号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第93号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。以上で議案処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点を協議します。まず、委員長報告に付け加える点があるかないかの確認をさせていただきます。ある方は挙手をお願いいたします。

〔挙手あり〕

挙手下ろしてください。挙手がありましたので、委員長報告に付け加える点について協議します。まず、委員長報告に付け加える点で、委員会から提言、委員会運営上の改善要点のうち委員会から提言について何かございますか。休憩します。

「休憩 午後 3時39分」

「再開 午後 3時45分」

○委員長（川窪幸治君）

再開します。提言について、委員会からの提言について何かございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員会からの提言については終了します。次に委員長報告に付け加える点の委員会運営上の改善点について協議します。委員会運営上の改善点について何かございますか。休憩します。

「休憩 午後 3時47分」

---

「再開 午後 3時47分」

○委員長（川窪幸治君）

再開します。

○委員（木野田誠君）

審査中にも申し上げましたけども教育部の予算のつけ方、特に学校の大型改修工事等がですね、ある一定の学校に何年も偏っておりますから、この辺をですね早く完成させる方法とか考えていただいて、予算をやはりほかの学校にもなるべく早く回るように改善していただきたいというふうにつけ加えていただきたいと思います。それともう1件は建設部のほうで道路維持改良事業についてですね、道路の側溝とかああいうところはですね、側溝とか穴ぼことかそういう面はよく改修していただいているんですが、中山間地の道路の上のほうのですね、竹やぶとか木の枝が大分茂ったところ多いですからこういうところにも予算を回していただくようにですね予算の偏りがないように編成していただきたいというふうに委員長意見としてつけ加えていただきたいと思います。

○委員（野村和人君）

不納欠損額についてですが、各事業税金等の徴収が発生する場合、実質上未納となった場合とかで発生する可能性があるわけですが、こちらのものは実質上債権放棄ということになっていくわけですが、執行部の説明の口述でこの不納欠損額について触れていないことがございました。確かに、決算書の歳入のほうに記載あったりとか、監査意見書にあったりとか、そういう形にありますけども、また、ただ、主に説明に使う成果表に記載されていないパターンもございました。私も勉強不足でそこまで読み切れてなかったんですけども、改めて決算委員会では初めて提示され了承する債権放棄だというふうに思います。しっかりと説明すべき事項として明確にすべきかというふうに思います。確実に資料や口述等でもしっかりと触れていただき説明漏れがないように御留意いただきたいというふうに思います。もう1点成果表について。昨年の決算委員会の自由討議でも議論があったようでございます。成果表の字が小さいとか数字の明記がないというような話がありまして、その上で決算委員会じゃなくて実質上事業評価委員会なのかというような意見があったようでございます。確かにそれらについて、昨年から比較をしても現実的に改善進展がなかったように思います。成果表には財源や事業費の内訳等もっとしっかりと明記していただき、あくまで決算委員会ですので費用対効果が精査できるように数字とセットで議論すべきというふうに思います。昨年も御指摘あったようでございますから、事業評価にならないようにしていければというふうに思います。今回はタブレットのほうに事務事業評価の資料を配信していただきましたので、そちらと合わせて使えたので、割とよかったとは思いますが、あわせて費用対効果の精査をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

2点ありまして、1点目は今野村委員からもありましたように主要な施策の成果の中の成果になりますけれども、成果がこの事業の具体的措置にあたるのではないかというようなものも部署によってはあります。しっかりと事業も見ると、どういう事業をしてどういう効果になっているんだというところの記載をですね、再度精査をしていただきたいというところと、もう一つ、決算書様

式が決まっていなかなかこう表現しにくい部分もあるかと思うんですが、審査をする側の立場に立ってですね、もし決算書に載せられないものについては、補足的な資料を自主的に出していただくような形で審査の円滑なものができるようにですねお願いをしたいと思います。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

休憩します。

「休 憩 午後 3時52分」

---

「再 開 午後 3時57分」

○委員長（川窪幸治君）

再開します。ただいまの改善点を委員長報告に付け加えることに御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（有村隆志君）

御一任ですけども言われたことはしっかりと3人分言っていただくということで一任していますね。

○委員長（川窪幸治君）

はい。もちろん。はい。もちろんそのとおりでございます。それでは委員会運営上の改善点については終了いたします。他にありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで付託された案件の審査を終了いたします。以上で全ての日程を終了しました。これで決算特別委員会を閉会します。御苦労さまでした。

「閉 会 午後 3時57分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

決算特別委員長

川 窪 幸 治